

御宿町告示第 6 1 号

御宿町議会第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 8 月 2 8 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 9 月 4 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成19年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年9月4日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 4 議案第 2号 御宿町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 政治倫理の確立のための御宿町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 7号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 8号 平成19年度御宿町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 9号 平成18年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 平成18年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第12号 平成18年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第13号 平成18年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第 3号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書について
- 日程第17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	教育長	佐藤和己君
総務課長	吉野健夫君	企画財政課長	氏原憲二君
産業観光課長	藤原勇君	税務課長	木原政吉君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君
保健福祉課長	瀧口和廣君	教育課長	田中とよ子君
会計室長	岩瀬由紀夫君	代表監査委員	綱島勝君

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主事	山口ゆう子君
------	-------	----	--------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成19年第3回定例会が招集されました。

本日の出席者は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島 勝代表監査委員に出席いただきました。

これより平成19年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成19年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、平成18年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定を初め、平成19年度補正予算案など13議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、関東甲信地方では観測史上4番目に遅い8月1日の梅雨明けで天候が心配される中、7月30日から8月1日の日程で実施された「海と山の子交流事業」は幸いにも天候に恵

まれ、議員の皆様方を初め関係各位のご協力により、滞りなく終了することができました。誠にありがとうございました。

梅雨明けとともに開催された8月2日の花火大会を皮切りに、御宿の本格的な夏がスタートしたわけですが、観光客の入り込み状況に関しては、今年は梅雨明けからの記録的な猛暑となったものの、7月としては、予想外に過ごしやすかった天候と、海の日連休にかけて襲来した台風4号の影響を受けてか、海水浴場で対前年比6.4%の減。しかしながら、町営ウォーターパークは例年にない猛暑の恩恵に授かり、対前年比12.1%の増、また月の沙漠記念館は、前年対比24.4%減との報告を受けております。

8月7日の南房総広域水道企業団議会定例会では、平成18年度事業会計決算認定等4議案が可決・承認されました。

なお、同日開催の第1回運営協議会において、水道水源開発等施設整備事業の再評価報告を受け、治水・利水を目的とする多目的ダムであります大多喜ダムの利水者としてのダム事業への参画を中止する旨の報告がありましたことを申し添えます。

次に、恒例となりましたビーチバレーボール大会ですが、8月18日から3日間にわたり、総勢1,500名の参加選手による砂浜での熱戦が繰り広げられました。

8月30日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、平成18年度一般会計の決算認定を初め、18年度外房線複線化事業特別会計決算認定ほか、財産の取得に関する案件2件の計4議案がいずれも原案どおり可決されました。

また、開業以来、経営不振が続くいすみ鉄道の存廃を検討する「いすみ鉄道再生会議」ですが、8月31日大多喜町で開催された会議では、仮に存続させる場合に必要な地域の取り組みや、赤字補てんにかわる新たな支援の仕組みを中心に議論しましたが、結論は出ず、10月に再度開催予定の会議にて最終報告を取りまとめることが決まりましたことをご報告いたします。

さて、今年も台風の季節を迎え、先の台風4号による記録的な集中豪雨を初め、平成19年中越沖地震に見られるような地震災害、また8月中旬から千葉県南部を中心としたたび重なる小規模な地震の発生等、私たちも災害をさらに身近なものとして再認識するとともに、災害発生への危機感がかなり高まりつつあると感じております。

そのような中、8月19日・26日には、「地区津波ハザードマップ作成のワークショップ」が開催され、地域の実情に詳しい自主防災会役員の協力を得て、津波ハザードマップ作成についての意見交換を初め、具体的な地図作成作業が実施されたところでございます。新年度に向け、

財政状況を考慮した上で、できるだけ早急に各世帯へ配付できるよう、事務処理を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定ですが、1609年、サン・フランシスコ号が当町岩和田沖に漂着し、日本とスペイン・メキシコ国交開始から400年を迎えることから、3カ年にわたり記念事業を計画しております。差しあたり、9月8日にメキシコ文化交流会、9日には町の公民館で、黒沼ユリ子さんを招いてバイオリン・リサイタルを実施いたします。選挙を控えてお忙しい時期ではございますが、議員の皆様方のご出席並びにご協力をお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました13件の議案につきましては、充分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。1番、石井芳清君、2番、松崎啓二君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年7月14日から15日にかけての台風4号の影響により、道路や住宅用地が被災し、住民生活に危険が生じるおそれがあることから、早急に復旧工事を行うため、平成19年7月20日、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出とも1,630万3,000円を追加し、補正後の予算総額を27億7,276万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、専決第3号 専決処分書、平成19年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成19年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、ただいま提案理由にございましたように、7月14日から15日にかけての台風4号の影響による崩落土砂の撤去など、緊急に対応する必要のあった経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,630万3,000円を追加し、補正後の予算総額を27億7,276万9,000円としてございます。

補正財源といたしましては、18年度からの繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

6ページの歳入予算ですが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ですが、災害復旧にかかわる応急工事費であることから、全額、平成18年度からの純繰越金を充て収支の均衡を図りました。歳入予算額1,630万3,000円でございます。

次に、7ページからの歳出予算ですが、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費10万4,000円につきましては、林道芝谷線及び打越線の崩落土砂の撤去費でございます。

2項公共土木災害復旧費1,311万6,000円は、町道への崩落土砂等の撤去費で、需用費8万3,000円につきましては、補助災害適用分に係る事務費であり、工事請負費1,303万3,000円は単独補助を合わせた38カ所分の復旧費でございます。

3項総務施設災害復旧費ですが、御宿台における町有財産の土砂撤去費など266万9,000円を計上いたしました。工事請負費211万5,000円につきましては、崩落土砂8カ所分の撤去費用であり、補償補てん及び賠償金55万4,000円につきましては、個人所有の倉庫、農機具等に損害を与えたものの補償費でございます。

次に、4項文教施設災害復旧費でございますが、町営運動場の法面が崩落したため、土砂の撤去及び崩落箇所の復旧費として41万4,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算総額1,630万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を27億7,276万9,000円とするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

台風4号によるところの専決処分ということで、大変損害も大きいと思いますけれども、当日は役場の職員、町長を初め徹夜で警戒されたということで、大変ご苦労さまでございました。それにしても、大変な被害でございます。そういう中で、二、三ちょっとお聞きしたいと思えます。

御宿台に関してなんですけれども、これは今まで災害で個人補償をした例はあります。天の守で土砂が崩れて土地を1,200万円で買い取ったという法外な話があります。そういう中で、災害を個人補償をしたということですね。それと、御宿台四者協定に基づいて法面や道路が移管されたということで、町の所有だということで今回こういう266万9,000円支払ったという中で、いつごろに移管されたのかと。四者協定はまだ生きているのかと。それと、移管当時、維持管理、補修、災害復旧等に多大な経費がかかるということに対して想定していなかったのかと。応分の費用負担と基金というものをやらなかったと。移管当時から何年かたっているという中で、町は法面、あるいは道路等、現状変更していないと。多少は樹木が育って大きくなったと。それも伐採しているという中で、本来の造成に問題があったのではないかと、基本設計に。

それと、もう一つは、法面ですね。がけの近くまで販売しちゃっていると。そういう面もひとつ問題点があるんじゃないかと。

そういう中で、故人になられた課長、新藤さんですね。当時、こういう事案がありましたけれども、70数万円西武が補てんして、町が運搬、搬出等を行ったという事例があります。今回

はどうなのか。ただほど高いものはないという考えはありますけれども、町が100%移管されたからといって、負担する必要はないんじゃないか。西武と御宿台区とやっぱり協議する必要があるんじゃないかと。くれましたからといって、生みの親がそのままそっぽを向いている人は、ちょっとなかなか遺憾ではないかと。

それと、今度は町内なんですけれども、集中豪雨とは限らず、多少の雨でも恒常的に浸水する場所がありますね。ハザードマップの作成という話も聞いておりますけれども、当然水の、海水やあるいは河川の関係で浸水ということがあります。この点をどう対策をとっているのか、とりあえずこの7点ぐらいちょっと伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、お答えをさせていただきます。

今まで災害で個人補償をした例はあるのかということでありまして、最近の例で申し上げますと、平成15年に御宿台区で崩落をしております、土砂の撤去、それから木柵の工事等を町経費で実施をしております。

それから、四者協定に基づいての法面や道路が委託されたのはいつかということでありまして、平成13年度でございます。

四者協定について、まだ生きているのかということでありまして、まだ開発についてはすべて終了しておりませんので、四者協定は存続をしております。

移管時に維持管理、補修、災害復旧等に多大な経費がかかるのを想定できなかったのかというようなことでございますけれども、このような事態になるとは想定はできませんでした。しかしながら、法面の樹木が大きくなる中で、住民の方から何とかしていただきたいという中で、なかなか町予算でそれら全てやっていくというのは大変で、そういう中で、法面の整備にあたって、今後問題になるようなところを調査しようではないかということで、今年4月から担当、これは建設環境課と連携をして道路と、それから法面について調査を実施したところであります。6月に西武鉄道へ協議をするための連絡をし、8月1日に予約を入れて、準備ができたという段階で、この台風の被害に遭ってしまったということでございます。そういうことで、多少これまでも崩落がございましたが、こういうことが、これから起るとは考えていなかったと思います。

それから、移管当時から町は現状を変更していない。樹木は多少育ったけれども、本来の造成に問題があるのではないかとということでありまして、議員のご指摘のとおり、造成にも問題があるのかもしれませんが、まず、その辺は今後西武鉄道の方で専門の方を派遣していた

だけるといふことで、9月から現場に入っただけるといふことです。

また、法面まで販売している点に問題があるのではないかといふことで、まさにそのとおりでございます。法面の際まで販売をされているといふことで、西武鉄道には、法面についてはある程度管理用の土地を確保して販売をしてくださいと。また、今後販売するものについては、法面に隣接する宅地は安全性を確認をして、その上で販売をしていただきたいといふことを申し入れをしたところでございます。

また、前回の70万円ほど西武不動産が寄附をして保全をしたといふ場合のケースがございませうけれども、今回の8月1日の第1回目の西武鉄道さんとの協議の中では、全額西武鉄道で負担をしていただきたいといふことを申し入れしたところであります。それにつきましては、今後検討をして回答をいただけるといふことになってございます。近日中にその2回目の会議を開きたいと考えてございます。

よろしくお願ひします。

議長（伊藤博明君） 建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 先ほど最後の町内の恒常的な浸水場所といふようなお話がございました。これにつきましては、まず国・県が管理すべきもの、また町が管理すべきものに大きく分けられると思ひます。これらについては実際には先日の台風の場合、河川あるいは側溝等ごみが詰まって排水ができないといふような状況もございました。これらについては、原因を究明した上で、要望をして対策がとれるものであれば、それらの対策をお願いするといふようなことで、町が単独でまたできるものであれば、財政上の協議の中で、また早目に対応できるものにしたいと、そのように考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 台風9号も近づいておるといふことで、その辺、また充分対策を練っていただきたいと思ひます。今日、明日の話ではないでしょうけれども、恒常的なものですから、抜本的な補助的な問題で、それをよろしくお願ひします。

今までの答弁を聞きまして、ちょっと思い出した点があるのは、大原は合併しましたけれども、いすみ市になっておりますけれども、道路移管に伴い1億円西武から寄附といふ形で出ていると。御宿町は何も出ていないと。四者協定はまだ生きていっている中で、片方に道路のための財源、御宿町はびた一文も、で経費もかかっていると。過去の事例とはいへ、大原町では当時利息が五～六%あったと。500万円から700万円くらいの利息、金利ですね、これで補修、メンテナンスに充てていたと。合併したから、それは合併前に使っちゃったと、そういう話を

聞いております。

御宿町は四者協定、対等にやっていて何でこんなのをやらなかったのか。1億円だけだったんですか。大変不思議な話です。なぜ、大原町が四者協定です。西武、県、御宿町、です。相手は1億円もらっている。御宿町はもらっていないんです。これは私は不思議ではない。こういうものがかかるのはわかっているんですよ。わかっている何も手当てをしていない。四者協定はいつだったんですか。またもらったのかもしれないし、その辺です。交付税が入るといのは聞いておりました、道路交付税ですね。それとリペアさせたと。今でもその道路の陥没、側溝の陥没、また公園等々大変な経費がかかっています。役場の課長以下、各担当箇所を職員がこの暑い中、草刈りまでやっていますと。こういう1億円という大変な金額を相手にやって、大原ですね、御宿町はきていないと。これはどうしたことなんですか。行政上のミスじゃないか、あるいは西武になめられているのではないですか。この事実をまず確認してもらいたいんです。私は確認しましたけれども、行政面から確認すると、西武に対して四者協定という平等の協定を結んでいると。町もこの開発に対しては多額の税金と多くの町民が協力しておると。そういう中で、西武は便利だと思っているけれども、町民に負担をかけると。ましてやこの災害だと。ましてや、今後ずっとかかっていると。

町長、ちょっとその辺、1億円大原に行ったかどうか確認、知っているのかどうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 氏原課長に回答をお願いします。

議長（伊藤博明君） はい、氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） A地区の移管に伴いまして、大原町に昭和59年5月29日の契約書の中に、1億円がうたわれているということでございまして、1億円が管理経費という形で支払われておるといふふうに確認をさせていただきます。

御宿町におきましては、当初からの経緯がわかる資料が残っておりませんので、今現在確認した中では、昭和61年5月22日に廃棄物処理施設整備事業負担金ということで1億1,015万1,000円が昭和62年度に支払いがされているということでございますし、また、平成2年5月31日には夷隅地区開発に伴う開発負担金ということで2億3,000万円が支払いをされているということであります。また、平成5年、6年、7年の3カ年におきましては、外房線複線化寄附金ということで1億円、平成10年度にはJRの跨線橋の負担金ということで1,000万円が支払いをされているということで、確認ができた中では4億5,015万1,000円というものが町に支払いをされているということでございまして、必ずしもこのA地区、B地区の開発の条件であ

りますとか、また時代背景というようなことでございまして、なかなか同じ条件での負担金が得られないというのが、これまでの状況ではないかというふうに推測するところであります。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） されていないということなんですけれども、その辺の焼却場のときも、1,500世帯張りつくという、高梨さんの時代ですね、応分の負担をしてくれということの交渉は私も承知しておりました。JRの負担金も、これは大原も当然そういう形でやっています。私が言っているのはこの道路、のり面です。移管に伴うものですよ。これはリゾート開発に伴う町全体、あるいは広域に対する義務、そういえば、エンタープライズだって、御宿ゴルフ今キャメルになりますけれども、JRに対して寄附しています、複線化に伴うですね。それで1億円という大変な金額をエンタープライズがやっていると思うし、大原からも多分請求されていると思う。

キャメルだって経営状態がおかしい中で、6,000万円近くですか、支払っていて、倒産という中でその金はどこへいったんだと。本当は返してやれば、経営だって成り立つという状況だってあり得るだろう。ただ、JRの複線にはまた後の話なんですけれども、移管に伴うものを西武が開発に伴う町全体に対する寄附とか、そういうのは私も承知しております。これとこれにかかると。道路に対して寄附してくれたと、移管に伴って。それが問題なんです。だから、今後、これを対西武と協議して行って、応分の負担をさせると。それと、今後の維持管理に対しても、応分の経費負担をしていただくと。四者協定でいきっていく中で、再協議、再見直しをしていかないと、どんどん今後のお金がかかると。そのくらいの強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。危険地帯が完売なら、危険地区だと看板を出すくらいの勇気を持たなければだめです。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） この不景気の中を、総務施設災害復旧費ということで、似たような案件であります。天の守、小竹ノ谷地区、これはご承知のとおり、町の方に移管されて、町がいま管理をしている土地だというふうに理解をしています。具体的には浅間山の女山と申しましょうか、その裏の地域ですね。この地域なんですけれども、やはりここもかなり開発が始まった時期から年月がたちまして、杉なども相当やはり太くなって、長くなっていると、それ

はまた樹木の枝が、これ民有地の方までいかないんですけれども、延びているというような事例があります。先般伺っても、これ何とか対応してもらえないだろうかというような要望を受けたところでありますが、ここは今回幸い災害が起きたわけではありませんけれども、やはり今のような事例、またこの同じ地域の別な場所の事例もあるわけでありますから、今後は、こういうものを事前に防止していくという観点から、最小限の管理というのなかなかお忙しいし、また財源的な問題もあろうかと思えますけれども、事が起こった次の段階では莫大な費用が発生しますし、そのときには町民が直接災害を受けると、保護ということの方がもっと大事な問題だと思えますので、財産と命を守るべき自治体はその加害者になるということではいかがなものかと思えますので、ここら辺の対応を、また、今後についても、対応について伺いいたします

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 議員のご指摘のとおりだと考えます。日常点検ということで、職員が定期的に点検をしておるところでございます。今、ご指摘がありました天の守の隣接地にある樹木等についても、今、業者の方にその見積もりをいただいておりますので、額等確定しましたら補正予算で早期に対応させていただきたいという考えでありますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 御宿町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号 政治倫理の確立のための御宿町長の資産等の公開に関する

条例の一部を改正する条例の制定については、関連がある議案のため一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第4、日程第5、日程第6まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第2号、3号、4号について、御宿町情報公開条例、御宿町個人情報保護条例及び政治倫理の確立のための御宿町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今回、一括提案いたしました3つの条例案につきまして、平成17年10月に公布されました郵政民営化関連法が、原則として平成19年10月1日に、また証券取引法の一部を改正する法律が平成19年9月30日からそれぞれ施行されることから、条例中の用途について整備するものがあります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 吉野総務課長。

総務課長(吉野健夫君) それでは、議案第2号から第4号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

本条例案につきましては、郵便、郵便貯金、簡易保険の郵政3事業を民営化する郵政民営化法、さらに証券取引法が改正され、おのこの施行されますことを受けまして、条文の整備をお願いいたしますのでございます。

それでは、議案第2号及び第3号でございますが、本案は、郵政民営化法第5条第1項におきまして、この10月1日以後、日本郵政公社の廃止が規定されておりますことから、「日本郵政公社」の用語を削除いたしますのでございます。

次に、議案第4号でございますが、本案は、前2つの議案と同様、郵政民営化法の改正に伴う用語の整備、さらに9月30日以後、「証券取引法」が「金融証券取引法」に名称が変更されたことによりまして、字句の改正をお願いいたしますのでございます。

以上です。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 関連ということで3 議案ということでありますが、3 号議案でしょうか、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。

情報の改正による字句の訂正ということでありますが、関連質問になるかと思いますが、個人情報保護条例の運用について、この際ですので、お聞きをしたいと思います。

実は、一般質問にも通告はしてあるわけでありましてけれども、先般の台風災害等の防災登録であります。この運用についてということでありますが、せっかくそういうさまざまな災害のときに声をかけていただいて、例えば身障者や独居の方ですね、そういう方をきちっと連絡をとり、また助けをする、それとか求めるとかという形での防災登録の禁止条であります。私の聞いた範囲の中では、そのように個人情報保護条例の運用の中で、現実的には機能をできない状況が今あるのではないかというようなお話を聞いているわけでありましてけれども、この辺のことについて、この条例改正ということではございますので、町としての保護条例、町としてもそういう問題を抱えているかどうかですね。その運用について、保護の場所についてどう考えているのか。

国の方も、この個人情報保護法については、やはり行き過ぎた運用があるのではないかといいことで見直しに入っているという話も聞きますけれども、町としてもそれに対して、やはりこういう法について、その上部機関に対して、やはり町としてもそういう運用の問題があるのであれば、そういう意見を出していくということも私は必要だろうなというふうに思うわけですが、この個人情報等の運用について、町としてこういう点がちょっと難しいとか、本来の目的に、そういうものにそぐわんぞという部分で感じている部分があるとすれば、それについて現状を教えていただけませんか。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまのご質問でございますけれども、社会福祉協議会の民生委員の方を通じまして町内の弱者と言っていいかわかりませんが、そういった高齢者、ひとり暮らし、また寝たきりの人たち、そういった方たちを200名以上の方をカウントしているところでございます。それを現在いすみ警察、広域消防、それと福祉課、総務課の方にも来ているところでございます。ただ、これは個人情報というものがございまして、事前にその名簿を提出するということは、法律の規制もございまして、また、それを出すことによって防犯対策等もございまして、そのためもございまして、事前に提出する、出すというわけにはちょっとまいりません。

実際に災害があったときにオープンにしているところもございます。その辺から防災担当課として、多少のジレンマがあるのは確かです。しかしながら、昨年自主防災会というものが町内全地区に張りめぐらされたわけございまして、そういった自主防災会の方には、隣にどういの方が住んでいるんだということは、地元の人たちですから把握できているだろうと思います。そういった方を今後はさらにその辺の詳細なものをつくっていただきまして、近隣の人同士ですのでその辺の了解をいただきながら、自主防災会の中で把握をしておいていただき、いざというときには活用できるように、そういうシステムを防災担当課として進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

ただ、せっかく以前に集めていただいたものでございますので、それは特別な方法で何らかの使い道が、用途があるんじゃないかと、その辺も含めて今後検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は議案ごとに挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第5号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、旧岩和田小学校体育館を町運動施設として位置づけ、あわせて使用料についてを規定するため、条例の一部の改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

旧岩和田小学校につきましては、平成18年6月定例会におきまして、御宿町立小・中学校の設置条例の一部改正の議決をいただきまして、平成19年4月1日から学校行政財産から、その他の施設の行政財産に区分しました。

今後の旧岩和田小学校施設の跡地利用につきましては、庁内検討委員会で協議検討を進めてまいりましたが、そのうち体育館につきましては、耐震診断が終了いたし、安全性が確認されていることから、町の運動施設として位置づけ、運用を図ることといたしました。

現在、この体育館につきましては、学校教育施設の目的外使用に関する規則を準用しまして、運用を図ってまいりました。今後も引き続いて体育館施設を運営していくために、地方自治法第244条の2の第1項によりまして、町の運動施設として位置づけ、あわせて受益者負担の観点から料金の設定をするために、条例の一部改正をお願いするものであります。

条例の改正内容について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第2条の表に、旧岩和田小学校体育館、御宿町岩和田1075番地を加え、別表の最後に旧岩和田小学校体育館の表を加え料金設定をするものです。料金は、町内、町外1時間あたりの料金設定といたしました。

附則としまして、周知期間を設けることから、この条例は平成19年11月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 普通財産になるという中での運用でございますが、まず、第1点目がありますが、それは今説明があったかと思いますが、教育施設の目的外使用の準用というような説明がございますが、それは、具体的にどういう運用がされてるかですね、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、岩和田小学校、旧小ですね、今の説明の中では体育館のみが耐震調査済みということで、引き続き、安全に使用できるという前提の中で、体育館のみをこういう形にしたということですね。では、今後については、当然、庁内の検討委員会というところで検討をされておるんだなというふうに思うわけですが、大変わかりづらいのは、当然ながら、これまで岩和田小学校ということで、教育施設ということできちんと区分をされた中に運動場であるとか教員室であるとか教室であるとか、そういうものがあるわけですね。その中に、当たり前のことを言っているんですけれども、体育館があります。

体育館だけに行けるということではできないわけですよ。わかりますか。そのほかにも当然歩くこともできるわけじゃないんですか。例えば、かぎが閉まっている場合。だって、災害を起るといのは、中に入っているから災害が起きるといことじゃないのですよ。例えば道路に来たら、がけから何か物が落ちてきたら災害を受けるということもあるでしょう。ありませんか。理論上はありますね。ですから、ここの施設は安全だから使っていていいですよと、まっ平の中にぼんと施設があるんだったらまた別ですけれども、もうほとんど棟並びの中に施設がある、凝縮されていますよね。入ってくるところも2カ所ですけれども、あるわけですけれども。それから、それらを管理してどうするかといて、完全に分離した状況じゃないわけですから、こっちは、ここは安全ですけれども、それに棟としてつながっているものは安全じゃありませんよというのが今の実態でしょう。いずれにしろ、そうは言わないかもわかりませんが、行政として聞かれれば補償はできないということになるわけですよ。

それは、まだ、町内にもいろいろな教育施設、耐震診断とかしていなくて安全かどうか未確認な状況がたくさんあるのは、それは承知もしておりますけれども、ちょっとその辺が非常にわかりづらいということですね。

その中で、じゃ最初の質問についてお答えいただけますか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 学校施設の目的外使用規則ですが、これにつきましては、市内の社会教育団体ですとかいろいろな研修とかスポーツとか、そういうものを開催する場合には、学校施設を開放して使用できるということで設けられている規則です。これにつきまして、今まで運用していた中で、B & Gの体育館等が使用できなかった場合等、学校施設の体育館を開放して利用させているという現状でありました。そういった現状の中で、今回は町の運動施設として旧岩和田小学校の体育館については規定をして、運営をしていきたいということで、今回の条例改正をお願いするものです。

これにつきましては、社会教育法のもとで貸し出しをする方向で使用をされている部分なんですけど、できるだけ学校施設については、学校の管理下の中で、学校で利用するという学校利用に供するものに規定をしたいという我々の願いもあります。実際に外部に貸し出しをすることによって、支障等を来す場合等もあることから、できるだけ学校施設については学校の利用に供するというので、今回、運動施設を増やすことによってスポーツ振興等を図るために、一般利用運動の施設として利用できるということで、今回、町の運動施設に位置づけをしたいということで条例改正をお願いするものです。

それと、体育館について耐震診断をして、これで安全が確認されているけれども、ほかの部分についてはどうなのかということですが、確かに安全ではないと言い切れるものではなく、まだ確認ができていないという状況でありますので、その点をご了解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） もう少し多岐にお聞きしたかったと思いますが、今回の利用料金の設定ということでありまして、今まではないということですね、使用料は。普通教室とかありますか。ないですよ、今までは。ですから、町民から見れば、同じ施設が、有料でないとできなくなったわけですよ。そうですね、町民から見れば。どのあたりが使うかは別としても、今までは教育施設としての開放という中で、事業特別でさっき使いましたけれども、その中で一応無料で使えた施設が有料になったと。有料にするといった場合、議案ですから。そういうことですね。

これは、施設の財産、要するに行政部分の中で変わったという中で、共有財産ということで引き続き開放するということですね、有料となると、それは必要な措置であると思うわけですが、しかし、同じ施設を町民から見ると、今まで無料で使えたものが有料になったというふうになるということには間違いはないというふうに思うわけです。これは、受益者負担、それから類似のそういう体育施設と同じ条件にとりあえずするということだと思いますが、しかし、

例えばこれは、1つは運用の中で、これまでも、じゃ減免という制度も実際あるわけですね。その中で、いや、減免の需要といいましょうか、減免制度の運用という部分で、やはりその部分をカバーできるというのは相当あるんじゃないかと、今回の体育館の使用じゃなくて。

そのあたり、ここに限らず、そういうものはもっともっと精査していただきたいということで、実質的な負担をされて、やはり町民の福利厚生にきちんと生かすと、本来の目的がある。それから、もう一つ、それだったら、例えばこの間出た話であるわけですが、御宿台の施設ですよね。パークゴルフ場、これ民間に移管しました。そしたならば、実質サービスがよくなった、こういう事例もあるわけです。

ですから、例えば、じゃ一般的に言えば、こうやって料金を取れるものについては、使用者はそこに行って、ただやって、そのまま帰ってくるんですね。お金取るわけですから、片づけもしないで、当然、その施設はちゃんとそこでせいという状態になっている。例えばバレーボールをここでやろうとすれば、コートも何もきちんと張ってある。民間でもそうですよ。ボールもちゃんとあると。そこです、売りも。料金が安い、安いとそれはあるかもわかりませんが、それで終わったらそのまま帰ってくるんですよ、置きっぱなしのまま。それで行った人も、「今日はありがとうございます」と。私にも「今日はありがとうございます」と言ったら、「ありがとうございます」って、どこの施設に行ったってそういうふうに言われますよ、民間は。

だから、受益者負担というならばですね、そういうことになるわけですよ。それは全く違うんじゃないですか。それで、現実的に今までは掃除もされて、片づけもされて帰っていただきます。じゃ、その部分はどういうふうにする。あなた方掃除をして、例えば課長があそこを掃除したら1時間幾らになるか。また、業者に頼んだら形では幾らになるのか。いや、その分逆に掃除をしてきちんと管理していただく方については、減免もしますよということができるんじゃないですか、まあ考え方はですけども。そんなことも含めて、やはりもっともっと町民に利用していただくという、また町づくりに、健康づくりに、機会づくりにもつながってくると。であれば、この金をどう考えるかということは、次に考えられることですね。そのことも含めまして、減免サイドの縦割りに進むような形での運用を考えていただきたい。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） ただいまのご意見ありがたくちょうだいしたいと思います。施設の利用につきましては、貸し出しのみではなくて、住民の利用を図っていく、そういった面

からスポーツ振興の利用の点もふまえて、各機関もありますので、そういった方々のご協力を得た中で、スポーツ振興等に努めていきたいというふうに考えております。

先ほどの借りたときのマナー等でありますが、これにつきましてはやはり貸し出していることから、許可をするときに注意事項等、例えば禁煙ですとか用具の点検、そういったものも含めて了解……、違いますか。そういったところで借り受ける側の……。

(発言する者あり)

教育課長(田中とよ子君) それについては条例の中で、もう借り受ける側の注意事項としてうたっておりますので、そういったところも含めて貸し出しの時点で許可を出していきたいというふうに考えております。

(「財産運用のことで」と呼ぶ者あり)

教育課長(田中とよ子君) 減免につきましては、引き続きB & Gと同じような対応を図っていきますので、よろしくお願いいたします。

議長(伊藤博明君) 12番、浅野玄航君。

12番(浅野玄航君) 今日は、何も言わずに黙っていようと思ったんですけども、これ難しくわざとしちゃっていると思うんですね。これ、私はもっと簡単に考えた方がよろしいと思うんです。

まず第一に、これ教育財産でなくなった段階で教育委員会の所管から外せばいいだけの話です。これ一般の財産になったわけですから、例えば企画財政の方でも全部そちらの方に移管をして、そちらの方での仕事として考えればいいだけの話だと思うんです。これは小学校の体育館に限らず、ここへ行くわけですから、全部ですね、共有するわけですから。これを民間に委託をして、そのサービスをどうのこうのというのは、そのさらに先になるだろうという話だと思います。その辺で分けて考えていただいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

繰り返しますけれども、これ野球場から旧岩和田小学校の体育館、これすべて御宿町の運動用施設の設置及び管理に関する条例の中に含まれる運動施設は、これは教育財産じゃございません。ですから、ほかの所管内に移すと。そこで、使用料あるいは手数料を取って運用していく施設として、違った方面からの角度からも考えると、これが一つ。

もう一つ、これは要望です。学校の体育館ではございませんので、旧岩和田小学校体育館という名称は、直ちにやめるべきだと思います。これは私の提案です。答えは要りません。提案です。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10時10分ごろまで休憩いたします。

(午前 9時56分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第8、議案第6号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算(案)は、歳入歳出それぞれ1,095万8,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,925万6,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、老人保健拠出金、介護納付金額の確定に伴う補正をお願いするものです。

なお、補正予算(案)につきましては、去る8月20日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、今回お願いしています補正予算の主な内容でございますが、老人保健拠出金、介護給付金の額の確定に伴う補正でございます。

それでは、1ページの第1表 歳入歳出補正予算の歳入からご説明いたします。

国庫支出金から繰越金の補正総額1,095万8,000円を増額しまして、歳入予算現額を10億5,925万6,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費から介護納付金の補正総額1,095万8,000円を増額しまして、歳出予算総額を10億5,925万8,000円とするものでございます。

それでは、5ページの歳入の明細からご説明いたします。

国庫支出金、療養給付費等の負担金30万6,000円を追加して、予算現額を2億2,086万7,000円とするものであります。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

療養給付費等交付金、現年度分949万円を追加して、予算現額を1億5,052万3,000円とするものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等の繰入金65万円を追加しまして、予算現額を5,895万6,000円とするものでございます。

繰越金、その他繰越金51万2,000円を追加して、予算現額を3,020万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の明細でございますが、総務費、一般管理費65万円を追加して、予算現額を2,426万5,000円とするものです。これは国保電算システム内容の仕様変更に伴うものでございます。

老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金1,034万9,000円を追加して、予算現額を1億8,161万4,000円、老人保健事務費拠出金23万2,000円を追加しまして、予算現額を317万5,000円とするものでございます。

介護納付金は27万3,000円を減額しまして、予算現額を6,914万3,000円とするものです。老人保健拠出金と介護納付金それぞれ額の確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 国民健康保険特別会計補正予算でございますが、5ページ、繰越金ということではありますが、これに関連いたしまして、本会計の現在の預金というか現金状況です。

それから、財政全体の積立金ですね。今回の積立金等は現在いかほどになっているのか、まず、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 現金については、3,500万円程度、また、積立金、基金のことだと考えますが、基金は約2,000万円、合わせて5,000万円の状況ということであります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 5,000万円強ということで、現時点での運用状況だというような説明をいただいたわけではありますが、これは今年度の補正ということではありますが、今般の財政状況は特に国からの増税ですね、こうしたものもあった中で、これは国民健康保険というのは町が預かって、直接町民から徴収するものであります。それで、ご承知のとおり加入者もたくさんおり、たしか7割強加入者がおったかというふうに思います。そういう面では町民の暮らし、それから命に非常に密接に関連した分野だろうなというふうに思うわけです。ですから、今後この補正だけで、また最終的には3月末、また、これから秋、冬に向けて来年度の予算も組み立てていく時期だろうというふうに思うわけであります。

ですから、そうした町民の声も受けまして、ぜひとも負担軽減、こうした形での努力をいただきたいというふうに思うわけではありますが、そういう中で国保担当課といたしまして、それについてどう考えておられますかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 保険税に関しましては、低い方がよろしいということは同じ考え方だと思っています。いずれにしましても、医療費が安く、予算が減額になれば、その結果として保険税を下げるができるというふうに私どもも考えています。保健事業を他課とも連携をとりながら、そういう方向に向けていけたらと考えています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第7号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算（案）は、補正額847万9,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれを5億3,430万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、平成18年度介護給付費及び地域支援事業の確定に伴い、国・県・町支払基金への負担金等の返還及び追加交付、また共済費の掛け率の増加に伴う人件費の増額や保険給付費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第7号の補正予算について、ご説明いたします。

予算書4ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入、5款支払基金交付金7,000円の増額及び6款県支出金57万2,000円の増額は、18年度介護給付費等交付金の精算分です。

7款の繰入金2万6,000円は、職員共済分の一般会計繰入金です。

8款繰越金787万4,000円の増額は、18年度繰越金の充当をいたしました。

歳入歳出それぞれ847万9,000円を増額し、補正後の予算総額を5億3,430万5,000円とするものです。

歳出予算の詳細について、7ページより説明いたします。

7ページの総務費の一般管理費、共済費は職員共済掛金の改定によるものでございます。

2款の保健給付費の介護サービス等諸費の負担金補助及び交付金の居宅介護福祉費用具購入費21万6,000円の増額は、トイレや入浴介護補助用具等の見込みが当初は18件あったが、4件ほど多く見込まれるための補正でございます。居宅介護住宅改修費27万円の増額は、手すりや

段差改修のための費用であり、見込み当初では13件であったものが3件多くなったものがございます。

介護予防サービス等諸費の負担金補助及び交付金の介護予防住宅改修費9万3,000円の増額は、住宅改修を2件希望している方がいるための支援でございます。

5款諸支出費、諸支出金の償還金利子及び割引料582万4,000円の増額は、18年度会計の精算による介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の国・県支払基金への返還金でございます。

5款諸支出金、一般会計繰出金205万円の増額は、償還金と同じ理由による町への繰出金です。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第8号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1,080万円を追加し、補正後の予算総額を27億8,356万9,000円とするものです。

主な内容につきましては、宅地の評価替えにかかわる不動産鑑定委託料や後期高齢者医療制

度の創設に伴う電算システム開発経費等について補正を行っております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 議案第8号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、宅地の評価替えにかかわる不動産鑑定委託料や高齢者要介護法の施行に伴う電算システム開発経費の追加、さらには福祉関係措置費の確定による国・県支出金の精算などの補正を行うものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、補正後の予算総額を27億8,356万9,000円としてございます。

補正財源といたしましては、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金を初めとする国・県支出金のほか、18年度からの繰越金726万8,000円を追加し、収支の均衡を図りました。その概要を7ページ、事項別明細に沿って歳入からご説明を申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金346万8,000円は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、電算システム開発費等の準備費に対し、住民基本台帳人口を基礎に算定される補助金額の2分の1について、補助をされるものでございます。

3目土木費国庫補助金334万6,000円の減額は、住宅費補助金で三位一体改革に伴う国庫補助金の見直しを受け、公営住宅に係る家賃対策補助が廃止されたことによる減額でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金32万6,000円の増額は、障害者に係る介護給付費等の支払い代行が、財団法人千葉県自治協会から千葉県国民健康保険連合会へ移行したことに伴い、必要となるパソコンや代行手数料について全額措置をされるものでございます。

3項県委託金、1目総務費委託金1万3,000円の増額は、就業構造基本調査にかかわる委託金交付額の決定によるものでございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及配当金30万9,000円の増額は、ゼロ金利対策の解除に伴い、効率的な現金運用を踏まえ、決済用預金から機関を限定しての譲渡性預金への切りかえを行ったことによるもので、財政調整基金利子17万2,000円、減債基金利子13万7,000円をそれぞれ追加計上するものでございます。

続きまして8ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金204

万9,000円は、介護保険特別会計からの繰入金で前年度の保険給付費を初め、人件費、事務費等に係る一般会計繰出金の清算による繰り入れでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金726万8,000円は、平成18年度からの純繰越金で収支の均衡を図るものでございます。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入71万3,000円は環境保全対策助成金70万円につきましては、モーターボート収益金を原資に、財団法人自治総合センターから助成されるものでございまして、このたび事業採択を受けたことから、ミヤコタナゴ保護事業並びに小学校における環境情操教育に活用をいたすものでございます。また、自動車重量税還付金4,000円及び自賠責保険料返戻金9,000円につきましては、清掃事業で使用しておりました軽トラックが故障し、廃車したことによるものでございます。

続きまして、9ページ、歳出予算についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費36万5,000円につきましては、職員の児童手当について、対象児童の増加に伴い追加をするものでございます。

3目財産管理費33万2,000円につきましては、安全な町有財産管理のための木柵等購入費として25万5,000円と、旧岩和田小学校体育館において、消防法に基づく消防設備点検で指摘のあった消火栓装置の修繕費7万6,000円でございます。

6目財政調整基金積立金17万2,000円と9目減債基金積立金13万8,000円につきましては、歳入予算の財産収入でご説明いたしました現金の効率運用による財政調整基金利子について基金に積み立てをするものでございます。

次に、2項徴税费、1目税務総務費ですが、第2節給料から第4節共済費までは、職員の育児休暇取得に伴い、不用となる人件費の調整を行うものでございます。

2目賦課徴収費の委託料381万1,000円は、平成20年1月1日を基準に行われる宅地の評価替えについて、地点が確定したためこの度、追加補正をお願いするものでございます。

続いて、10ページ、3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費98万7,000円は、後期高齢者医療費制度の創設に伴い、住民票並びに転出証明書に老人保健情報を記載することとされたことから、電算システムの開発委託料を追加するものでございます。

次に、5項統計調査費、2目各種統計調査費1万4,000円は、10月1日を基準日として実施される就業構造基本調査の委託料が確定したことから、報償費、需用費、役務費についてそれぞれ所要額の調整を行うものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費65万円は、国民健康保険特別会計

への繰出金で国民健康保険法の改正に伴い、65歳以上で構成する世帯について、国民健康保険料を年金から特別徴収することとなったことから、電算システム改修費に係る追加繰出を行うものでございます。

2目老人福祉費156万2,000円でございますが、役務費1,000円につきましては、介護予防サービス計画作成委託料の支払いに係る国保連合会への事務手数料で、当初見込み件数を上回ることから、追加補正をするものでございます。委託料153万5,000円につきましては、後期高齢者医療費制度の創設に伴い、老人福祉事務において市町村から広域連合で行うこととされたことから、データ移行に係る電算システム改修費を追加すること、並びに包括支援業務で行う介護予防サービス計画原案作成について委託費に不足が生じることから、追加補正をお願いするものでございます。繰出金2万6,000円は、共済費の掛金率の変更に伴い、介護保険特別会計支弁職員にかかわる共済費の不足額について、所要額を追加するものでございます。

次に、3目心身障害者福祉費でございますが、歳入予算の県支出金でご説明申し上げましたとおり、障害者に係る介護給付費等の支払い代行が、財団法人千葉県自治協会から千葉県国民健康保険連合会へ移行したことに伴い、全額補助により所要額を補正するもので、需用費6万円につきましては、印刷機トナー代、役務費4万8,000円は支払手数料、備品購入費23万4,000円につきましては、パソコンの購入費でございます。償還金利子及び割引料は281万1,000円、前年度におきまして高額な医療費を見込んでおりましたが、年度内に申請がなかったことから、国庫支出金の精算をさせていただくものでございます。

続いて、11ページ、2項児童福祉費、3目保育所費、賃金84万8,000円でございますが、岩和田保育所において、現在2名の職員で1歳児9名の保育にあたってございますが、新規に2名の入所があったことから、保育の安全性を確保するための臨時職員賃金でございます。償還金利子及び割引料は、入所人員を算定基礎とする国・県負担金が概算交付されることから、人員の確定による精算金として2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費4万1,000円は、旅費で特定健診制度が導入されることに伴い、保健師の研修が追加したことによるものであります。

3目環境衛生費及び次の2項清掃費、2目じん芥処理費につきましては、環境保全対策助成金並びに自動車重量税還付金等に係る財源更正を行うものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は職員に係る扶養親族の増加に伴い、職員手当16万9,000円の追加をお願いするものでございます。

続いて、12ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費81万8,000円は、町

道3036号線における水路整備について、民地と水路用地の境界を確定させる必要があることから、測量委託費の追加補正をお願いするものでございます。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員にかかわる扶養親族の該当が増えたことに伴い、職員手当及び共済費について所要の助成を行うものでございます。

次に、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費28万5,000円は、負担金補助及交付金で、消防団員等公務災害補償等施行令並びに消防団員福祉共済制度規約の改正に伴う補正でございます。

3目消防施設費の備品購入費4万8,000円は、災害時の対応に必要なチェーンソーを購入するものでございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費9,000円は、職員住居手当に不足が生じたことによるものでございます。

続いて13ページ、2項小学校費、2目教育振興費は、環境保全対策助成金による財源更正でございます。

4項社会教育費と次の5項保健体育費につきましては、人事異動に伴い第2節給料から第4節共済費まで、それぞれ所要の調整を行うものでございます。

次に、11款公債費は、家賃対策補助の減額による財源更正でございます。

以上、歳出予算総額1,080万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を27億8,356万9,000円とするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） 質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 7ページであります。歳入の方で民生費国庫補助金ということで、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金という説明欄にはあるわけですが、これはたしか来年度から実施される案件だろうというふうに理解しておりますが、もう9月ですね。そうしますと、これたしか今までの説明では、これは料金と申しましょうか、税と申しましょうか、それは年金より直接支払うというようなお話も聞いているわけでありましてけれども、具体的にここまできたわけですから、もう私は相当煮詰まっているだろうなと思うんですね。ですから、この間、いろいろな制度が変わってきているわけですね、税もしかり。

そうした中で、やはり周知の中に、その周知の期間が短いために、いろいろな問題を抱えているというのも事実だろうと思うんです。ですから、今どういう状況にあるのか。今後そういうものについて町としてはどういうことが、今回のまとめの中にどういうことを幾つかやるべ

きことがありましたよね、たしか町として。その日程でどういう準備がされているか。この機会ですから、その2つについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、その次の欄に、これは国庫補助金ということで住宅費補助金、家賃対策補助ということで334万6,000円減額措置をされて、これだけは、それは全額一般会計で担うような対処ということになっておるわけでありましたが、ここに今のような状況を迎えて、やはりそういう公共住宅ですね、町の町営住宅に対する需要というものがあるわけでありまして、そしてまた、そこに使用される家庭状況というものもあるわけでありましてから、今後これについてどう考えているのか、ぜひやはりきちんとそういう住宅の困窮者というのもたくさん全国的にも生まれている状況が一方であります。そうしたものをやはり、行政としてきちんと処置をしていくと、処理をしっかりとということも、これからは大きな一つの課題だろうというふうに思うわけありますので、それについてどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、10ページからの歳出の方であります、今般の補正の中でも幾つか電算ソフト開発委託というのがございます。それで、たしか10ページの一番上の戸籍住民基本台帳もさっきここで私が今質問をしている後期高齢者に関するソフトの改修であるという説明をいただいたわけですね。確かに各自治体によっていろいろなコンピューターが導入されて、そのソフトが導入されているんだろうなと思いますけれども、昔は専用の、例えば業務用のコンピューターです、要するにそれは特別なものを使っていたということもあったと思うんですけれども、今はいわゆるウィンドーズのパソコンと、一言で言えばね。そういうパソコンでさまざまな業務がこの御宿町で実際に動いているわけです。ですから、これ後期高齢者という制度の概要ということが必要でこういうことを書いているのであれば、この基本ソフトの修正ですね、これはそんなに全国的には法例集じゃないと思うんです。

例えば御宿といすみ市のソフトが違ってもわかりませんね。開発業者が違ってもわかりませんが、全国的にはそんなに数百も数千もいろいろな会社のソフトがあって、全部仕様が違ふんだということではないと思うんです。だから、限られた範囲、もう似たようなソフト開発会社しかないと思うんです。それを、例えば後期高齢者の、国だったら国が一括発注していただいて、その修正ソフトを、これは国の制度ですから、またもしくはこれは広域という形の中ではあるんでしょうけれども、その中で、そういう修正ソフトを、それを町が例えば買うとしても、そんなにたとえ億という単位でかかったとしても、町の払う分というのがこれで下がるんではありませんか。そういうことも協議すべきではないでしょうか。こんなのを各町が、これはここで買いますと。また、下にも何かありましたね、電算ソフトのこれは準備室ですか、

同じようなものじゃありませんか。それを話し合っ一元化して、必要なところを国が法律を変更したら、国の関係省庁、そこで開発をしてもらって、それを各県・市町に配ればいいじゃないですか。買ったっていいですよ、幾らもしないと思いますよ。それこそ本当の行革ではありませんか。それこそさっき言った国保も含めて下げることができるのではありませんか。それは住民の努力で、あなた方行政の努力ではありませんか。そういうことも含めまして、それについてどう考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、もう1点、11ページ、衛生費のじん芥処理費であります、この中で減量ということですが、このじん芥処理費の中でたしか今年4月から上布施区ですか、古紙の回収をやるというようなお話を予算の中で伺いましたが、それはいわゆるゼロ予算ベースというような考え方も聞いておりますが、具体的にどのような状況になっているかですね。さまざまな私地元ですから、いろいろな区長や地元の皆さんからお話も伺っておりますが、さまざまなことがはっきり出てくるというふうに地元の方から伺っておるわけですが、町としての担当としてはどういう状況なのか、また、今後に向けての考え方についてお尋ねをいたします。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、7ページの後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金ということでございますが、この準備情報等の提供システム、後期高齢者医療制度の保険料の徴収システム開発による補助ということで、補助金でございます。基本枠が決まっております、それに人口割の数値を掛けて算出したものでございます。

それと、保険料の関係ですが、年金から引くということでございますが、これにつきましてはまだ保険料の額については決定しておりません。それから、後期高齢者の広域連合の方でこれから作業を進めていくというふうになるかと思っております。またその後、市町村での説明、そして、徴収につきましては市町村が行うという方向性が出てくるということでございますので、それに対して年明けにもそれに関する条例を制定するという形になっております。

また、特別徴収ということでございますが、年金受給者、基本的には18万円以上と、現状はなっておりますけれども、介護保険料、またこの後期高齢者の保険料を足したものが年金の2分の1以内であれば特別徴収と、それ以上になった場合は普通徴収というような形でございます。

また、今後についてのことですが、広域連合条例の制定と、説明をし、年明けには町の保険料の条例を制定いたしまして、4月1日から施行という形になっております。

また、10ページの電算ソフトの開発に対する共通のものはないかという点でございます

けれども、現在のところ共通なものを用いていません。例えば千葉県だけではございません。既存のソフトを変更して改良していくというようなことになっています。一番大事なことは、広域連合等のオンライン化ということで、住民情報、個人情報との関係が直接やりとりができる。資格の喪失等の事務もできるというような形になっていますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、7ページの国庫補助ということで、これにつきましては家賃対策補助が減額ということですが、まず、この家賃対策補助そのものの計上といたしますか、これは有料住宅についての家賃対策補助、これは対策補助ということですから、平均的な近傍の家賃から比べると、安い状況で入っているその差額についてを、国が2分の1補助しますというようなことで、10棟分の額が入っておりました。これにつきましては、今後地方交付税により補てんという国の考え方を示されたことによる減額です。

現在の家賃の計算方法は、住宅法に定められている規定により計算しておりますので、現在の状況では、この財源補てんがないということで家賃を上げるというようなことは現在ございません。今後も現在の家賃計算でいきたいと考えております。

それから、11ページの衛生費の中での古紙回収というようなこと、19年度から新たに始めた地区のその状況につきましては、月約2.5トンほど集まっております。年間ほぼ30トン程度だろうというところで、今現在想定しております。このことによって、焼却そのもの、あるいは焼却物の減量ということが広く伝わってきているところで、今後も継続してまた広く伝えて、皆さんとともに古紙回収を進めていきたいと、そのように考えています。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 電算化の所管課としてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり電算関係経費につきましては、年々増える傾向にございます。保守範囲や改修箇所を厳に見極めながら経費の抑制に努めているところであります。県内もしくは近隣団体との共同開発等につきましても、適宜検討をしてございますが、既存システムとの互換性などの問題から、技術的に難しいものもあるという状況でございます。

しかしながら、制度上可能なものにつきましては、例えば障害者を判定する事務を広域事務として対応するなど、これまでも実施してありまして、今後につきましては、後期高齢者医療制度の創設や障害・介護保険システムの連携など、さらなる追加需要が見込まれるということから、長期的な視点に立って、一部事務組合等による事務の広域化、共同の処理について検討を進めていく必要があると考えます。よろしく願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 平成18年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成18年度御宿町水道事業決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付して、その意見を見ましたので、町公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものです。

収益的事業決算の概要は、水道事業収益2億5,527万6,709円、前年度より0.5%減少、水道事業費用2億7,008万5,243円、前年度より9.4%の減少となり、累積欠損金は4億227万5,952円となりました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、お手元の決算書の11ページの事業報告書にて概要をご説明いたします。

まず、業務状況につきましては、給水戸数が3,522戸、前年度より44戸増えました。年間総給水量が93万2,438立方、前年に比べまして2万5,353立方の減となっております。有収水量は90万8,225立方で、前年に比べ1万1,092立方の減となりまして、有収率は97.4%でございます。

建設状況につきましては、主な工事は配水管の増設及び浄水場の直流電源装置の交換を行いました。工事内容につきましては、12ページの2、工事名、(1)の主要建設改良費の概要を参照していただきたいと思います。

経理状況になりますが、決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益決算額2億5,527万6,709円となりました。そのうち、営業収益が2億3,515万6,192円であり、主なものは給水収益が99%を占めております。また、営業外収益2,012万517円は、町の一般会計及び県からの補助金でございます。

歳出でございますが、水道事業費用、決算額2億7,008万5,243円であります。主な支出は、営業費用の2億5,146万791円、受水費と減価償却費で72.5%を占めています。

営業外費用の1,851万1,336円は、企業債の支払利息が99.9%を占めております。特別損失11万3,116円は、水道料金の還付金であります。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございますが、資本的収入決算額701万4,000円、新規加入による納付金でございます。

資本的支出は、決算額で4,971万8,221円、内訳は建設改良費が1,715万227円、これは工事請負費、濁度測定器、量水器の購入代金でございます。企業債償還金は3,256万7,994円を償還いたしました。

なお、収入に対する支出不足額4,270万4,221円は、当年度分の消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、9ページの貸借対照表を説明いたします。

まず、資産の部といたしまして、固定資産、有形固定資産の合計は38億1,053万9,791円、流動資産の合計は6億8,608万6,290円となり、資産の合計が44億9,662万6,081円となりました。

次に、10ページの負債の部でございますが、流動負債金額は224万7,200円、内訳として未払金その他流動負債でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金21億549万620円は、自己資本金及び借入資本金の合計でございます。剰余金の資本剰余金27億6,116万4,213円は、国庫補助金から納付金までの合計でございます。利益剰余金はマイナス3億7,227万5,952円となりまして、剰余金の合計は23億8,888万8,261円、負債資本の合計は44億9,662万6,081円となりました。

以上で水道事業決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私の方から、平成18年度御宿町水道会計の決算につきまして、監査報告をいたします。

平成19年6月20日午後3時から、役場の小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査いたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照会いたしました結果、その計数及び会計記録は正確であると認めます。

今後といたしましては、本年度収支は1,681万6,811円の純損失となっております。前年度と比較いたしますと損失額は2,623万2,825円改善し、企業努力がうかがえられると思います。しかしながら、欠損金の累計は4億127万5,952円で年々増加しております。また、給水原価も587円15銭で前年度と比較しますと26円47銭改善されておりますが、供給原価に関し、給水原価は依然として40円72銭の費用超過という逆転現象が続いていることから、なお一層の経営改善に努力していただきたいと考えます。

また、未収金は3,085万2,667円で、本年度新たに573万431円、率にして22.8%増加しており、利用者の公平性と歳入の確保のため、徴収対策の強化を図っていただきたいと考えます。

また、今後の水道事業につきましては、現況において給水収益の大幅な増収が期待できない一方で、既存施設の老朽化による修繕など、多額の経費が見込まれます。水道事業経営は厳しい状況が続くものと思われまます。したがって、当町のみならず、他町においても南房総広域水道企業団からの受水費が経営を圧迫しており、再三、県水道事業団のための受水費の引き下げを要望しておりますけれども、なかなか実現できないのであれば、やはり中長期的な視点に立ちまして、水道事業の広域化も視野に入れ、コストの縮減と資産の効率的な運用に努め、財務の健全化を図り、安全で安心な水を安定供給するよう一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成18年度御宿町水道事業決算審査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今の監査意見のとおりだと私も思うわけですが、その中で、今、監査委員からも指摘がありました受水費ですね。特に広域水道企業団からの給水費ということで、今般定例会の冒頭に町長から、この広域水道、大多喜ダムなんですか、それについての利水に

ついでのお話がありました。

そうしますと、今後、この広域水道については、じゃ、そのダムというものの建設費を、これが盛り込み済みの値段なのか。受水費ですね、単価ですね、受水であると、広域水道の。それともそれがもし、さすがにどうなるかちょっと私もわかりませんが、たしか500億円前後ですね、始まった当時のダムの建設概算費用がそのくらいだったような計画を聞いておりますけれども、これまでもかなりお金は使ったんだろうとは思いますが、そういう細かい話はしませんが、それは既に広域受水費の単価に盛り込み済みなのか、盛り込み済みではないのか。

逆に言えば、それを受水という形で、例えば凍結したと。最終的な結論はまだ出ていないんですけれども。そうであるとすれば、今後、そういうものを例えば仮につくったとすると、大幅なまだ受水費の増というんですか、単価が上がるが見込まれているのか。見直しをしたいということで、先ほど町長おっしゃったんですけれども、それということでありましてけれども、そういうことになると、少なくとも上げる要素というのは相当修繕のところから入ってきますから、全然ないわけではありませんけれども、大幅に受水単価が上がるということは、その分ではないということでひとつ困るかなというふうに思います。それはわからないんですけれども、それについてを今後どんなふうを考えていくかということ、簡単に町としての担当としてどういうふうに思っているのか、感じていらっしゃるのかその辺ちょっと伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 大多喜ダムの関係につきましては、この議会が終了した後、議員協議会の中で説明をさせていただきます。

また、受水費に資本費の金額が入っているのかということでございますけれども、受水費の中には基本的には資本費というのが含まれております。その中には、浄水場の施設にかかった工事代金とか、もろもろのものが含まれます。

そういう観点から考えますと、受水費の中に反映されていると考えています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (伊藤博明君) 挙手多数。

よって、議案第 9 号は原案のとおり認定することに決しました。

これより 11 時 15 分まで休憩いたします。

(午前 11 時 02 分)

議長 (伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 17 分)

議案第 10 号の上程、説明、質疑、採決

議長 (伊藤博明君) 日程第 12、議案第 10 号 平成 18 年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 (井上七郎君) ただいま議題となりました議案第 10 号 平成 18 年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法に基づき、監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げるものでございます。

平成 18 年度の決算の概要につきましては、歳入で 10 億 4,959 万 7,365 円、歳出で 9 億 6,657 万 9,213 円となり、差し引き 8,301 万 8,152 円という結果となりましたが、引き続き、今後も健全な財政運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る 8 月 20 日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長 (伊藤博明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長 (米本清司君) それでは、初めに概要書の 6 ページ、保険加入者の推移をご説明いたします。

一般被保険者 2,623 人で 3.2% の減です。退職被保険者は 700 人で 18.6% 増です。老人の加入は 1,449 人の 2.3% の減ということでありまして、全体的に 4,772 人で対前年比で 0.3% の減となり

ました。

それでは、決算書の5ページ、事項別明細書の歳入からご説明いたします。

国民健康保険税予算現額3億7,701万4,000円、調定額が4億8,267万6,313円、収入済額が3億8,094万9,659円ということで、収納率78.92%、前年同比の0.78%の減でございます。

内訳としまして、一般被保険者国民健康保険税、収入済額が3億363万841円、退職被保険者等国民健康保険税が収入済額が7,731万8,818円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、保険税手数料22万5,600円、1件100円で2,256件ぐらいであります。

国庫補助支出金は予算現額2億8,539万6,000円に対しまして、収入済額3億176万2,157円となります。内訳でございますが、国庫負担金、療養給付費等負担金が現年度分2億3,162万7,363円、内訳は備考欄のとおりでございます。過年度分は、調定額、収入済額ともに172万645円でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金は、収入済額647万4,149円でございます。

7ページをお願いいたします。

国庫補助金、財政調整交付金6,194万円は、内訳は備考欄のとおりでございます。

それから、療養給付費等交付金、調定額、収入済額ともに1億5,062万4,350円でございます。現年度分が1億4,799万8,000円、過年度分が262万6,350円でございます。

県支出金、調定額、収入済額ともに5,569万2,149円でございます。内訳としまして、高額医療費共同事業負担金が647万4,149円。県財政調整交付金が4,921万8,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

共同事業交付金、調定額、収入済額ともに6,626万6,951円ございまして、内訳が高額医療費共同事業交付金2,599万8,261円、保険財政共同安定化事業交付金が4,026万8,690円でございます。

繰入金、調定額、収入済額ともに5,216万9,000円でございます。内訳としまして、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金が3,007万9,400円でございます。

9ページをお願いいたします。

保険基盤安定繰入金で保険者支援分としまして790万5,486円で、職員給与費等繰入金が1,101万7,449円でございます。出産育児一時金等繰入金が316万6,665円ございまして、18年度は14件が該当いたしました。基金繰入金は取り崩すことなく、財政運営することができまし

た。

繰越金は、調定額、収入済額ともに4,136万1,843円でございます。

10ページをお願いいたします。

諸収入、調定額、収入済額ともに54万5,656円。内訳としまして、延滞金加算金及過料についてはございません。

雑入につきましては54万5,656円。これにつきましては、交通事故等による、保険適用による返還金分でございます。

以上、歳入合計、調定額が11億5,132万4,019円と収入済額が10億4,959万7,365円になります。

次に、12ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、支出済額1,388万2,699円。内訳として、一般管理費1,236万8,751円、職員1名分の人件費などです。

13ページをお願いいたします。

連合会負担金108万8,300円、徴税費38万4,748円、運営協議会費が4万900円であります。

保険給付費としまして、支出済額が6億3,044万8,113円になります。内訳として療養諸費、一般被保険者療養給付費。

14ページをお願いいたします。

3億6,864万2,658円であります。退職被保険者等療養給付費が1億8,244万7,844円となりました。また、一般被保険者療養費は702万1,871円、退職被保険者等療養費が152万6,689円でございます。審査支払手数料につきましては187万8,251円。

高額療養費、一般被保険者高額療養費は、15ページをお願いいたします。4,553万5,356円あります。対前年に比べ37件の減でございます。退職被保険者等高額療養費1,367万5,444円、これは182件で前年に比べ18件の増であります。

移送費については、支出はありません。

出産育児諸費、出産育児一時金につきましては475万円の15件分でございます。

また、葬祭諸費、葬祭費は497万円、1件7万円の71件、対前年度比14件の減でございますた。

16ページをお願いいたします。

老人保健拠出金、支出済額1億7,968万5,958円。内訳として、老人保健医療費拠出金が1億7,674万3,372円、老人保健事務費拠出金が294万2,586円でございます。

介護納付金の支出済額につきましては、6,922万6,355円。

共同事業拠出金の支出済額が7,100万5,977円でございます。

17ページをお願いいたします。

内訳といたしまして、高額医療費拠出金2,585万6,087円、その他共同事業拠出金は246円、これは年金受給者リストの作成費でございます。保険財政共同安定化事業拠出金が4,514万9,644円。

保健事業費の支出済額にいたしまして168万2,611円。これは短期人間ドックの費用の助成金です。35件の利用がございました。

公債費の支出はございませんでした。

18ページをお願いいたします。

諸支出金の支出済額が64万7,500円。内訳として、一般被保険者保険税還付金64万7,500円です。

退職被保険者等保険税還付金、償還金の支出はございませんでした。

19ページをお願いいたします。

予備費は28万211円の流用をしました。

以上、歳出の支出額 9 億6,657万9,213円。

20ページをお願いいたします。

歳入歳出差引額8,301万8,152円となりました。これにつきましては、平成19年度への繰り越しとなります。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） 綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成18年度の御宿町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして、ご報告をいたします。

平成19年7月25日午前9時30分から御宿町の役場小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算書、決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠をして適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

この内容としましては、17年度の医療費の増嵩に伴い保険税率の改定を行い、保険税は3億8,095万円で、前年度に比べ2,676万9,000円の増収となっております。

歳入決算の増加額の86.8%と大幅な伸びを示しております。その反面、保険税の負担額は徴

収率に影響を与えているようで、本年度新たに1,056万3,000円の収入未済額が発生しており、前年度に比べ12.3%増加しました。その結果、収納率は0.7ポイント低下し、累積額では1億円を超えております。

税込・収納率の低下や収入未済額の動向は、制度の根幹にかかわるとともに、被保険者の公平性確保の観点からも、さらなる未収金の解消に努めていただきたいと思います。また、医療費も大幅に増加し、実質収支額は8,031万8,000円と多額となっていることから、医療費等の動向を的確に把握するとともに、後年度の財政運営に資するため財政調整基金へ積み立てるなど、効率のよい予算執行に努め、国民健康保険事業の健全な運営に今後とも一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成18年度御宿町決算報告意見書によって報告してございます。以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今、監査委員の意見もありましたが、収入未済額であります、保険税ということで不納欠損額が増えておりますが、当該年度の決算における不納欠損の状況ですね。件数並びに総額についてご説明を受けたいと思います。

それから、これは歳入ですが、歳出の方では不用額ですね、備考の欄の手前に不用額が載っておるわけですが、説明書によりますと、対前年度より不用額の率が増えているという説明が書かれているわけですが、これについても財政の運用の中で、事業の運用の中で、対応がとれるということの中で調整ができる。逆に言えば、当該年度の中で早目の調整ができれば、それは当該年度の中で新たな事業として住民サービスが提供できると思うんです。不用額としてやってもらえるわけですから、できるんですね。

ですから、例えば、例を挙げれば葬祭費用みたいなものですね。これは最後の最後まで取っておくべきだろうと思いますね、そういう性質として。しかし、これもこれ以上使わないと、以後は使わないというのが確定したものにおいては、やはりきちんとその時点で早目の補正をかけるということで、一般財源からまた財源として、じゃ、あと1カ月、2カ月、3カ月前、6月、9月、12月と3カ月だってまだ何日かありますよ、3月31日に議会をやるわけではありませんから、続いて。それが大事なんじゃないですか。この間ずっとその話をしていますけれ

ども、今回それで増えていますね。これは説明書を見ますと、すべての会計で不用額については伸びているというふうに書いているんですよ。ですから、そういうふうに限られた財源をやはりきちんとその年度内で歳入として見込んであるわけですから、それを最後の最後まで町民のためにどう使うかという努力も一方では必要ではありませんか。それがまた、今年度使うかということも最終的にはあるかもわかりませんが、町民からいろいろな要望を受けたときに、お金はありませんと。お金がありませんと言いながらなぜ残しておくんですか。それは事務的にできるわけではありませんか、予算も。もう一回組めばいいではないですか、1,000円でも1万円でも組めるじゃありませんか、必要なものについては。初めて、先に延ばしておいたら、それを全部また充当して使うということもそれはあるでしょう。どうしてもそういう緊急のものも含めて対応をとるといえるものがあるんじゃないでしょうか。もしくは、健康保健事業なんかにつきましても、健診ですね、これも過去、ちょっと見たらわかりませんが、やはり年明け、この中でまだどうかということも含めて、まだ残っているというのは最後の使用をかけていただいて、最後に使っていただくと、予算を執行するというところで何回かお願いをして、実際やっていただいた経過も多分あっても、引き続きやっていただいているのがあると思いますけれども、そういうことを含めましてですね、予算をどういうふうに、どう使ったかということの中で、この数値が要するに不用額が増えているということは、今後さらに精査していく。1日1日の仕事をきちんとこなして、補正だったら補正をかけて対応をとっていただくというふうに思うわけですが、それについて答弁をいただきます。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） それでは、初めのご質問ですが、5ページ、国保税の不納欠損額161万9,500円の内訳ですが、無資力、貧困、死亡等が3件で48万9,600円、居所不明、所在不明等が19件、112万9,900円、合計22件で161万9,500円となっております。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 不用額の補正でございますが、調整ができれば各事業ができると思います。早目に補正ということがございますけれども、医療費支払いシステムの関係がございまして、出納閉鎖ぎりぎりまで確定しないこともあります。そういう点で、それについてはなかなかはっきりと予算上ではできないというのが実態であります。

また、繰越金につきましては、税が賦課されるのが8月から徴収が始まるということで、4月から7月までの間、税収が、強いていえば過年度分ぐらいしか入ってきませんので、そういう場合は国庫、県費でというようなのがありますが、非常に財政的には支払いが苦しいという

のがございまして、事務的な話しをしますけれども、1月の支払いが5,000万円から6,000万円となるということでございますので、その辺の現金は手持ちで持っておかないと、運営に支障を来すということがございまして、ご理解をお願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第11号 平成18年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 平成18年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げるものでございます。

平成18年度の決算につきましては、歳入で10億3,035万2,312円、歳出で10億2,873万9,527円となり、161万2,785円が繰越金という結果となりました。

18年度におきましては、受給者数や入・通院患者数の減少、診療報酬の引き下げがあり、医療費は減少しております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、初めに老人保健の決算概要の11ページの下段にな

ります。

老人保健加入者の推移について説明をいたします。

老人医療費受給者は1,717人で前年度比3.7%の減でございます。また、医療費状況では、前年度比12.2%の減となりました。

それでは、決算書3ページの事項別明細書から説明をさせていただきます。

支払い基金交付金、収入済額5億6,989万3,817円。その内訳といたしまして、医療費交付金が5億6,596万円、審査支払手数料393万3,817円。

国庫支出金、収入済額が2億9,197万7,864円。内訳として現年度分が2億8,749万9,000円。過年度分が447万8,864円であります。

県支出金の収入済額が7,560万4,000円。

4ページをお願いいたします。

繰入金は、一般会計からの8,033万5,000円であります。繰越金は前年度繰越金1,139万5,053円。

諸収入は114万6,578円。内訳としまして、雑入、第三者納付金が114万6,578円となりました。これは交通事故の医療費で1件分であります。

以上、歳入合計は10億3,035万2,312円でございます。

続きまして、5ページ、歳出についてご説明いたします。

医療諸費、支出済額10億1,270万9,793円。内訳としまして医療給付費9億9,112万7,620円、医療費支給費が1,826万9,166円、審査支払手数料331万3,007円。

次の諸支出金が1,602万9,734円。これは負担割合に基づいて算定いたしました返還金であります。内訳としまして、支払基金が1,072万9,657円、県が116万5,035円になります。

6ページをお願いいたします。

一般会計繰出金が313万4,542円。公債費、予備費はともに支出はありませんでした。

以上、歳出合計10億2,873万9,527円、歳入歳出差引額は161万2,785円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） 綱島監査委員より、監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成18年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成19年7月25日午前9時30分から役場小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方

自治法233条第2項の規定により審査いたしました。検査報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数並びに会計記録は正確であるものと認められました。

講評といたしましては、制度改正等により歳入歳出とも大幅に減少していますが、平成20年度からの後期高齢者医療制度の導入により、老人保健医療は大きく変わると考えられますので、国・県等の動向に注意し、老人保健事業の健全な運営に、なお一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成18年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、議案第12号 平成18年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 平成18年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の審査を受けましたので、ここに提案するものでございます。

決算の概要といたしましては、収入総額 5 億 5,381万636円、歳出総額 5 億 2,400万1,592円、

実質収支額は2,980万9,044円となりました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 18年度の介護保険特別会計決算について、決算概要書により説明いたします。

1ページをお願いいたします。

18年度決算は第3期介護保険事業の計画の初年度で、介護保険法の改正に伴い地域密着型サービス及び地域支援事業が新たに創設されました。19年4月には地域包括支援センターが設置され、保健師・社会福祉士を配置し、介護予防マネジメントや各種総合相談、権利擁護事業等を実施しております。

12年度の制度開始から6年が経過し、急速に進む高齢化の中で要介護認定者数の急増や保険給付費の伸びなどを少しでも抑制するため、介護保険制度の大規模改革が行われ、介護予防に重点を置いた「元気な65歳」から「活動的な85歳」という目標に路線変更されました。

17年10月からは施設サービス費のうち居住費・食費を自己負担とし、それに伴う低所得者対策として、居住費・食費の一部を補足給付する特定入所者介護サービス費が創設され、高額介護サービス費の基準が一部引き下げられました。

18年4月からは認知症やひとり暮らしの高齢者が、できる限り住みなれた地域で継続して生活できることを目的とした地域密着型サービスが、また、要介護状態になる前の介護予防を推進するとともに、総合相談支援や権利擁護、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能の強化を盛り込んだ地域支援事業が創設されました。

本町でも高齢化が進んでおり、19年3月には第1号被保険者（65歳以上）が2,991人、18年3月末の2,885人と比較して106人の増、特に後期高齢者（75歳以上）の数は平成19年3月末に1,560人で、前年より81人増加しており、超高齢化が進行しています。これに比例する形で要介護等認定者やサービス利用者が急増し、給付費も膨らみ続けております。

決算収支については、6ページの第1表により説明いたします。

6ページの実質収支ですけれども、歳入から歳出を差し引いた実質単年度収支は1,591万2,643円の黒字となりました。この大きな要因としては、保険料の改定や給付費においては居住費と食費が自己負担となったことが挙げられます。

続きまして、7ページの歳入について説明いたします。

保険料の改定により、保険料が増額となっております。

国庫支出金については、給付費の国庫負担率が改定されたことにより減となりました。

支払基金交付金は、17年度分の不足分が入ってきたための増額でございます。

県支出金は、給付費の県負担割合が一部アップしたための増額でございます。

繰越金につきましては、高齢化率が高くなったことによる給付額が多くなったため、17年度からの繰越額が少なくなったものです。

8ページの歳出について、説明いたします。

総務費は人件費と一般事務費でございます。介護保険会計の歳出の93%は保険給付費です。この詳細については、後ほど説明いたします。

地域支援事業は、在宅の介護者に紙おむつ等の購入経費を助成するものです。

諸支出金は、保険料の被保険者への還付や補助金の精算による還付金でございます。

給付費の詳細について、14ページの第6表で説明いたします。

給付費の居宅歳出が55.2%を占めております。訪問系とは、ヘルパーが訪問により身の回りの介護をするものです。食事、洗濯、買物等でございます。通所系は、老人福祉施設にみずから行き、ふろのサービスやリハビリ等を受けるものでございます。短期入所等は、ふだん家族が面倒を見ている家庭で、出かける等で面倒を見られなくなった場合に、短期間入所サービスを受けるものでございます。福祉用具貸与は、ベッドや車いすの貸与を受けるものでございます。居宅管理指導は、医師の指導書をもとに看護師や理学療法士が介護支援を行うものです。特定施設、有料老人ホーム等では、施設は有料老人ホーム等でラビドール利用者がこれに入ります。福祉用具購入は入浴用のいすやポータブルトイレの購入費でございます。住宅改修はスロープや手すりをつけたりするもので、限度額20万円まで、利用者の負担は1割です。地域密着サービスはグループホームで、1つの施設で5から6人の老人が生活する施設サービスでございます。施設サービスは44.1%で、老人福祉施設は特別養護老人ホームがこれにあたります。老人保健施設は国吉病院のシルバーハピネス等がこれにあたります。介護療養型施設は病院での介護療養のサービスを受けることです。

続きまして、決算書を説明いたします。

4ページの事項別明細書からお願いいたします。

介護保険料については、調定額9,229万2,900円に対し、収入済額9,097万1,800円で、収納率98.57%で対前年度0.36ポイント減となっております。不納欠損は介護保険法の規定に基づき2年を経過したものに、徴収権限が消滅した保険料について行いました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫負担金8,752万3,000円と、国庫補助金、財政調整交付金3,531万2,000円は保険給付費の5%相当分の国からの交付分でございます。

次、6ページをお願いいたします。

支払基金交付金、介護給付費等交付金1億5,624万6,676円は、40歳以上64歳までの方の保険料の支払基金からの交付金でございます。

県支出金7,472万3,000円は、保険給付費に要する県の負担相当分でございます。

7ページの下段ですけれども、繰入金の介護給付費等繰入金6,292万6,967円は、保険給付費に対する町の負担分でございます。

8ページをお願いいたします。

その他一般会計繰入金の2,529万円は、担当職員3人分の人件費と介護保険事務費の繰入金でございます。

基金繰入金、介護給付費準備基金は、当初予算では取り崩して保険給付費に充てる予定でしたが、前年度の繰越金や平成17年度分の追加交付により取り崩さずにできましたので、年度の途中で減額補正をさせていただきました。

繰越金1,517万9,401円は、平成17年度からの繰越金でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出について、説明いたします。

総務費2,407万2,850円は、担当職員3人分の人件費及び資格管理保険料賦課認定業務分の事務経費でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

保険給付費4億8,707万8,227円で、要保護や要介護等認定者の増加に伴い、保険給付費は年々増加傾向にあり、今後もこの状況は続くものと思われま。

次、15ページをお願いいたします。

財政安定化基金拠出金53万1,479円は、介護保険財政の安定化に充てるための拠出をするための基金で、国・県・町が3分の1ずつ負担するものです。

次に、15ページの下段、地域支援事業費792万8,016円は、平成18年4月から新たに創設された事業で、要介護状態となることを予防する総合相談支援費や権利擁護家族介護支援や介護費用適正化事業の包括的支援事業です。

次、17ページをお願いいたします。

諸支出金の償還金及び還付加算金介護保険は、介護保険料の過年度分の国・県への還付金で

す。

繰出金として、一般会計への精算分の返還金となっております。

次、18ページをお願いします。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金は、介護保険料を翌年度以降の保険給付費の財源に充てるために積み立てておるもので、本年は128万3,000円を積み立て、保険基金保有額が5,311万8,000円となりました。

続きまして、19ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支ですけれども、歳入総額は5億5,381万636円、歳出総額は5億2,400万1,592円で、その差引額2,980万9,044円でこれが18年度の実質収支となりました。

次に、20ページの基金について説明いたします。

基金につきましては、前年度が5,183万5,000円ありまして、本年度128万3,000円を積み立て、本年、18年度末が5,311万8,000円の基金残となりました。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成18年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成19年7月25日午前9時30分から役場小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録については正確であることを認められました。

講評といたしましては、高齢化率の高い本町において、介護支援法の改正に伴い、地域支援事業の創設により、そこで暮らす地域により一層の介護サービスの充実が求められております。財政力の小さな町で、高齢化の進行の伴い要介護認定者や介護サービス利用者が増加し、保険給付費は年々増加しており、一般会計からの繰り出しにも限界があり、大変厳しい環境にあると考えます。今年度は地域支援事業の創設や介護保険料基準額の引き上げによりまして、保険料は9,097万2,000円で、前年度に比べまして1,254万8,000円、率にいたしまして16%増加し、被保険者の負担も増しております。効率のよい事業執行に努めるとともに、広域化等視野に入れながら、利用者が安心してサービスが受けられる仕組みを構築いたしまして、介護保険事業の健全な運営に、なお一層の協力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成18年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。
以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午後12時05分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時59分）

議長（伊藤博明君） これより議案第12号の質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 介護保険事業特別会計であります。決算概要にかなり細かく資料がありますし、決算書よりもそちらの方が、私の質問も簡単だということで概要書の14ページですね、サービス種類別給付状況という説明資料がございます。これを見ましたら、17年、18年度で増減率、一番右のラインが増減率となっておりますが、黒の三角、これはマイナスということですね。これはいろいろな制度変化するからという先ほどご説明いただきました。その中で、従来であれば、引き続きこういう、例えば一番上の三角の欄ですと福祉用具がありますが、こういうのが制度変更で使用できなくなったと。こういうことになります。それとも制度変更にかかわらず該当者がいろいろな状況で、事業なんかには例えば行く際に、介護状況が重くなって、例えば施設入所とか含めて、そういう状況になったのかどうなのか。

かなりマイナス部分がありますので、今回の制度変更においては、多くの人たちが、例えば介護3から介護2、介護2から介護1、そして介護1からは一般福祉の対応という状況が言われたというふうに思うわけですが、そこら辺について本町では18年度決算に向けて、どういう状況であるのか。

それから、包括支援センターがそういう中で、その受け皿として本格的には19年4月1日からというご説明もあったわけでありませけれども、それがきちっと受け皿として、通常の町としての福祉事業の中で、そうした人たちをきちんとサポートしていく状況があるのかなとか、その辺について、この特に三角について、もう少し細かい説明をお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 三角についてですけれども、14ページの下段の方で老人福祉

施設などの減の12.9%、そういうものが居宅費、居住費と食費等が該当になりませんでしたので、当然、それが減ってきております。そのほか減っているものとしては、上からいきますと、福祉用具とか償還払い、または住宅改修等については、限度額が20万円までということもありまして、制度の普及が進んできたこと等もあって、減という現象でございます。

19年度から包括支援センターということで、予防介護ということに重点を置いてくるわけですが、この秋からはB & G体育館を拠点としたいろいろとリハビリの教室を開催し、介護要支援の方を要介護とならないような事前の運動などを普及させて、介護保険給付のさらなる給付費を下げることにより、お年寄りたちが健康で暮らせるようにしたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、制度上の改変、平たく言えば締め出しという状況が制度上はあったというふうに思うわけですが、その中の実情被害者と申しましょうか、そういうものは要するに額が下がったという人はいないわけです、もしくは介護認定を受けた人が介護認定がなくなってしまったとか。例えば1だった人が、介護保険以外も含めて、そのランクが下がった人がいないか等ですね。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 介護保険が下がるというのは、制度上ではありません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手にて行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第13号 平成18年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 平成18年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月25日監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は歳入総額30億189万5,073円、歳出総額28億815万6,508円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億9,373万8,565円となり、この額から翌年度に繰り越す財源を引いた実質収支額では、1億9,113万4,815円の黒字決算となりました。

平成18年度は、中学校校舎改築事業の完成により、歳入歳出総額が前年度規模を大きく下回りました。三位一体の改革により町財政が厳しさを増し、また、自立かつ特色のある地域経営が求められておりますが、創意工夫と住民の方々の協力を得ながら、産業振興や生活基盤整備、医療・福祉の充実などさまざまな角度から、地域づくりに取り組んでまいりました。今後も効率的な行財政運営はもちろんのこと、知恵と工夫で新たな原動力を生み出し、住民サービスへと還元してまいりたいと考えておりますので、認定方をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、議案第13号 平成18年度御宿町一般会計歳入歳出決算のご説明を申し上げます。

私からは、決算趣旨、決算の特徴、財政指標について申し上げます。

初めに、歳入歳出決算趣旨でございますが、決算書の108ページ、並びに決算概要の12ページをお開きいただきたいと思っております。

平成18年度一般会計決算は、歳入総額30億189万5,073円、歳出総額28億815万6,508円で、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支では1億9,373万8,565円の黒字決算となりました。また、平成19年度への繰り越し事業に係る翌年度繰越事業充当財源260万3,750円を差し引いた実質収支額は1億9,113万4,815円となり、実質収支額の標準財政規模に対する割合であります実質収支比率につきましては9.9%となりました。

なお、平成18年度のみの実質的な収入と支出の差額であります単年度収支につきましては、1,237万4,809円の黒字となり、また、この単年度収支の中には財政調整基金への積立金も含まれておりますので、これを含めました実質単年度収支は6,414万5,227円の黒字となりました。

黒字幅の増加は、限られた財源の効率的配分といった行政運営の基本原則に照らしますと、

単純に評価はできませんが、平成18年度予算編成時から三位一体改革などにより、財源確保において非常に厳しい状況が見込まれており、不足額について17年度からの純繰越金という形で確保したことが要因の一つとして挙げられます。また、財政調整基金を初め、減債基金や特定目的基金への積み立てを行うことにより、実質収支額は縮小されますが、国・県支出金のほとんどが出納整理期間である4、5月に収入をされるため、3月末までの資金収支は非常に厳しく、ゆとりのない財政運営の中で、年度内における剰余金の基金積み立ては判断に苦慮することから、実質収支額は膨らみやすい傾向にあります。

次に、歳入歳出決算の特徴でございますが、決算書の1ページから3ページをご覧くださいと思います。

初めに、歳入決算の予算額と決算額の比較につきましては、3ページの歳入合計の右端の欄にございますが、歳入予算現額に対する収入済額との比較は、1億1,472万3,073円の増となり、予算現額に対する収入済額の比較は104.0%となりました。

歳入決算額が予算現額を上回った要因につきましては、三位一体改革を踏まえ、町税の徴収強化に努めたこと、また、突発的な需要に対応するため地方交付税の一部を利用したことなどによるものでございます。しかし、公営住宅使用料や町有財産貸地料の分割納付による未収金が生ずるなど、歳入欠陥となった科目もあり、今後一層の予算精査、収入確保に努める必要がございます。

次に、歳入の構成割合につきましては、決算概要の13ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入決算の状況は、第2表のとおり歳入総額30億189万5,000円、前年度と比較しますと9億534万7,000円の減額となりました。減額の主な要因といたしましては、中学校校舎改築事業の完了に伴い、国庫支出金や町債、基金繰入金等が大幅に減少したほか、繰り越し事業にかかわる充当財源の影響が挙げられます。

歳入構成比で見ますと、1.町税が最も高く31.9%を占めました。しかしながら、決算額では9億5,693万4,000円と、前年度に比べ1億6,140万8,000円の減少になってございます。町民税では、定率減税の縮減等により増収要因があったものの、分離譲渡所得の落ち込みから約4,000万円の減収となり、また、固定資産税においても地価の低下や家屋の評価替えにより約5,500万円の減、さらには、特別土地保有税につきましても、前年度において大口の滞納繰越分の収入があったことなど、特殊要因が重なった結果、全体として前年度決算額を大きく下回ることとなりました。

11. 地方交付税は、前年度に比べ6,884万8,000円増加の7億9,867万6,000円となり、歳入全体の26.6%を占めました。増額の主な要因につきましては、事業面において都市計画決定に伴う都市計画費の増加や高齢者福祉費が伸びたこと、また、収入面において町税落ち込みによる交付税への反映があったことによるものであります。

次に、2. 地方譲与税は1億556万7,000円で2,386万7,000円の増となりました。増加の主な要因は、税源移譲により所得譲与税が大幅に増加したことによるものであります。所得譲与税は5,314万1,182円で、対前年比2,495万3,000円の増となっております。また、平成16年度より交付されることになった配当割交付金、株式譲渡所得割交付金は、前年度とほぼ横ばいとなる614万2,000円となりました。

13. 負担金分担金は2億7,420万9,000円で対前年度比1,554万9,000円の減となりました。減額の主な要因は、入所児童数の減少による保育所運営費負担金の減や、ごみ処理経費の抑制によるいすみ市からのごみ処理負担金の減によるものでございます。

14. 使用料、15. 手数料は総額6,786万8,000円で、対前年度比377万6,000円の減となりました。減少の主な要因につきましては、レジャーの多様や天候等の影響を受け、月の沙漠記念館の入館者並びに町営ウォーターパークの入場者が減少したことなどによるものであります。

16. 国庫支出金、17. 県支出金は総額1億8,448万6,000円で、前年度から2億1,778万7,000円の減となりました。内訳としまして、国庫支出金が7,953万2,000円、県支出金が1億495万4,000円でございます。

国庫支出金につきましては、中学校校舎改築事業の完了などにより、前年度に比べ総額1億5,900万3,000円の減と大幅に減少したところでございます。

また、県支出金におきましても、地域包括支援センターの立ち上げに伴い在宅介護支援センター運営費補助が見直されたことや、岩和田漁港整備事業が翌年度に繰り越しされたことにより、前年度に比べ5,878万4,000円の減となりました。

続いて、18. 財産収入ですが、前年度に比べ1,963万2,000円の減、3,691万5,000円となりました。町有地の売り払い収入が減少したことによるものでございます。

22. 諸収入は5,671万3,000円となりました。JR返還金や町営プール売店収入などについて収入をしており、前年度とほぼ横ばいとなりました。

23. 町債は、前年度比5億1,534万9,000円の減の1億6,855万1,000円となりました。御宿中学校校舎改築の完了を初め、道路新設改良や岩和田漁港整備事業といった普通建設事業費の減少に伴い、前年度を大きく下回る借り入れとなりました。

また、このうち、地方交付税から振り替えられた臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より1,510万円少ない1億5,050万円となっております。

20. 繰入金につきましては、七本集会所建設費にかかわるコミュニティ活動拠点整備貸付基金や預託金の返還のあった土地開発基金からの基金繰り入れのほか、老人保健特別会計、介護保険特別会計からの精算繰り入れにより1,774万6,000円となりました。

前年度に比べ3,943万5,000円の減となっておりますが、前年度は中学校の校舎改築事業に伴い、学校建設基金から5,000万円の繰り入れを行ったことによるものでございます。

また、21. 繰越金につきましては平成17年度からの純繰越金であり、前年度より2,644万5,000円少ない1億7,876万円となりました。

次に、歳出決算でございますが、決算書の4ページ、5ページ及び決算概要の13ページをご覧いただきたいと思ます。

歳出予算現額に対します支出済額との比較につきましては、5ページの一番下の右端の欄でございますけれども、予算現額28億8,717万2,000円に対しまして、不用額は2,987万8,492円となり、執行率は99.0%となりました。

目的別歳出決算の状況ですが、決算概要13ページ、第2表(2)歳出の状況でご説明を申し上げます。

議会費は対前年度で9.1%減となる6,760万9,000円となりました。議員の欠員による議員報酬の影響や経費によるものでございます。

総務費は、歳出構成割合の21.9%を占め、6億1,505万3,000円を支出いたしました。支出の主な内容は、庁舎管理経費や各区の運営経費であり、行政改革により人件費や物件費を中心とした経常的管理経費の圧縮に取り組んでいるというところでありますけれども、将来の財政安定化を目的とした財政調整基金や減債基金への積み立てを行ったことから、前年度に比べ6,143万2,000円の増額となっております。

民生費は5億7,746万9,000円を支出し、全体の20.6%を占めました。主な支出は、新たに始まる地域包括支援センターや後期高齢者広域連合設立に係る準備経費をはじめ、介護保険や国民健康保険、老人保健などの特別会計へ繰出金、保育所運営費などでございます。

衛生費は、4億7,721万7,000円となり、全体の17.0%を占め、前年度に比べ11.0%の減、額で5,874万4,000円の減額となりました。前年度に比べ減額となっておりますのは、清掃センター運営管理委託や焼却灰運搬委託など、ごみ処理経費の見直しを行ったことや、南房総広域水道企業団への出資金・補助金、計画水量の見直しにより負担率が変更になったことによるも

のでございます。

農林水産業費は、対前年度比52.1%の減、5,584万5,000円となりました。継続事業である漁港整備事業によりまして繰越等の影響により事業費が減少したことが大きな減少要因となっております。

商工費は、総額で9,717万2,000円を支出し、前年度と比べ2,770万7,000円の減、率で22.2%の減となりました。減額の要因は、協働による地域づくりを念頭に、観光イベント企画作成委託を見直したことや、各観光施設にかかわる管理経費や人件費を抑制したことによるものであります。

土木費は、前年度に比べ1億5,376万6,000円の減となる1億242万5,000円となりました。町道0106号線の道路改良事業費の減少や、前年度において用地購入にかかる多額の支出があったことなどによるものでございます。

消防費は1億8,014万6,000円を支出し、前年度と比べますと3.7%の減、金額で690万1,000円の減となっております。夷隅郡市広域消防への負担金が減ったことによるものであり、これは市町村合併に伴い、構成団体における負担割合の見直しを行ったことによるものでございます。

教育費は、前年度に比べ73.6%の減、金額で6億6,361万2,000円の減となる2億3,772万4,000円となりました。17年度において御宿中学校の校舎建替えが完成したことに伴い、事業費が大きく減額をしてございます。

災害復旧費は、全体の0.4%にあたる1,258万円を支出いたしました。農林水産業施設災害でため池1カ所の復旧にあたったほか、公共土木施設災害について、河川5カ所、道路8カ所の復旧工事を行いました。

最後に公債費になりますが、3億8,491万7,000円を支出し、対前年度比1,449万1,000円の増となりました。平成13年度から普通交付税の組替措置として発行されている臨時財政対策債において、元金償還が順次始まることなどが増額要因として挙げられます。

なお、款別の主な事業につきましては、決算概要の24ページから27ページにまとめてございますので、ご参照をいただきたいと思います。

次に、性質別歳出決算でございますけれども、決算概要の16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、人件費でございますが、7億9,789万6,000円となり、前年度に比べ9,871万円の減となりました。厳しい財政状況を踏まえ、集中改革プランに基づいた定員要請や特別職人件費、

管理職手当の見直しを行ったことによるものでございます。

扶助費につきましては、1億2,069万5,000円を支出いたしました。重度障害者に対する医療費・入院給食費の助成や児童手当の支給、施設入所措置、日常生活用具等の給付などのほか、乳幼児医療対策等にも取り組み、前年度と比較しますと、ほぼ横ばいの0.6%増、71万8,000円の増額となりました。

公債費につきましては、3億8,491万7,000円を支出し1,449万1,000円の増となっております。目的別歳出でご説明しましたとおり、臨時財政対策債にかかわる元利償還が順次始まることが増加の要因となっております。

物件費につきましては、5億6,677万7,000円を支出し、前年度に比べ5,397万6,000円の減となりました。行政改革により経常経費の抑制はもちろん、中学校校舎改築に伴う備品購入費や校舎移転費用の減により大きく減少いたしました。

補助費等につきましては、七本集会所建設費に係る助成金や後期高齢者広域連合設立にかかわる準備経費など、新たな追加需要があった一方で、町単独補助金の見直しなどにより、前年度比で2,736万7,000円減となる3億9,810万6,000円を支出いたしました。

積立金につきましては、財政調整基金に5,177万円、減債基金に5,000万円、学校建設基金2,000万円、総額1億2,177万円を積み立て、将来財政の安定に努めました。

投資及び出資金・貸付金につきましては、対前年度費1.9%減の1,333万4,000円を支出いたしました。南房総広域水道企業団にかかわる負担金が縮減された一方で、コミュニティ活動拠点整備に係る資金貸付を行ったことにより、前年度とほぼ横ばいとなりました。

投資的経費につきましては、総額で1億7,521万円を支出し、対前年度比83.4%の減、額で8億7,755万2,000円の減となりました。中学校校舎改築事業の完了を初め、継続事業で実施している道路改良や漁港整備等に係る事業費の減少が主な要因となっております。

次に、財政指標の推移につきましては、決算概要の11ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度の決算によります財政指標をまとめてございますが、この中で、財政の弾力性を示す経常収支比率を比較してみますと、前年度の85.1%から86.2%へと率として1.1ポイント悪化してございます。

月の沙漠記念館や町営プールなどの施設使用料が低迷し、経常特定財源が減少している一方で、行政改革により人件費や物件費を中心に経常歳出の抑制に努めたことから、分子となる経常経費充当一般財源は、前年度に比べ4,386万1,000円の減となりました。しかしながら、分離

譲渡所得の影響による町民税の落ち込みや、地価の下落、家屋の評価替えによる影響、さらには特別土地保有税の滞納繰越分の減による固定資産税の減収など、地方税が大幅に減となったことから、それに伴い普通交付税は伸びたものの、算出の分母となる経常一般財源総額としては4,650万1,000円減少したため、経常収支比率が悪化したものでございます。

今後も歳入では、三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止による増加要因はあるものの、一方では、地方交付税や臨時財政対策債はさらに圧縮されることが想定されます。また、歳出面におきましても、扶助費・公債費の増加、さらに税源移譲による国庫補助負担金の見直しの影響を受け、充当一般財源の増加が見込まれることから、より一層の財政の硬直化が進むことが懸念をされております。

次に、将来債務比率は、将来の義務的負担の大きさを表し221.1%となりました。前年度と比べ9.7%減となりましたが、駅前駐車場用地取得に係る千葉県土地開発公社への償還が終了したことや地方債の借入抑制に努めたことによるものでございます。しかしながら、町債残高は、清掃センター改造事業や中学校改築事業により依然として高く、公債費負担がさらに財政を圧迫することは明白となってきたところでございます。

町税を初めとする自主財源の確保、完全補捉が一層重要であるとともに、歳出におきましては、地方行政の本来の役割、水準、範囲の検討を行い、自助努力はもちろん、住民との協働を見据えた事務事業の見直しなど、一層の創意工夫が求められております。

以上、平成18年度決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書によりましてご指摘をいただいております事項につきましては、充分分析を行い、財政運営の健全化、効率化に努め、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。よろしく願いを申し上げます。

委員長 ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成18年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成19年7月25日午前9時30分から、役場小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査をいたしました。

決算の報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されており、関係帳簿等により精査照会いたしました結果、その計数及び会計記録は正確であるものと認められました。

今後といたしましては、ただいま財政担当課長より詳細な説明がございましたが、今年度の実質収支額は1億9,113万5,000円となり、前年度に比較しまして新たに1,237万6,000円増加し、単年度収支ともに黒字になっております。

また、本年度は財政調整基金に5,177万円を積み立て、実質単年度収支では6,414万5,000円新たに増加しております。実質収支だけを見ますと、良好な決算に見受けられますけれども、歳入では、町税が前年度に比較し、1億6,140万8,000円減少しております。主な内容といたしましては、分離所得の落ち込み等による減額、3年に一度の家屋の評価替えにより5,500万円の減少、単純に3カ年で1億6,500万円の減額となります。今後、家屋は償却する一方で、新築家屋が多く見込めない現状では、町税の60.8%を大きく占める固定資産税が年々減少し、今後の財政運営に大きな影響を与えることと考えられます。

一般財源では、都市計画税の新規導入等によりまして、地方交付税が前年度と比較しまして6,884万8,000円増加し、町税の落ち込みを多少補う結果になりましたけれども、一般財源総額では、1億3,297万5,000円の減額となっております。今後、税源移譲等により、今年度収入となった所得譲与税と減税補てん特別交付金と合わせまして、6,709万2,000円が廃止されることになり、地方交付税への影響を懸念されることから、一般財源の確保が難しい状況となる考えます。

一方、歳出面では義務的経費である人件費に職員の点数の導入、収入役の廃止、特別職の報酬の3割カット、非常勤職員の報酬、職員手当の見直し、議員の欠員等により、前年度に比べまして9,871万円減額されております。さらに物件費、維持補修費、補助費等が減額し、経常的経費は1億6,193万4,000円削減されており、行政の努力や住民の理解により、まさに行政改革による歳出の抑制が功を奏した結果になっております。

しかしながら、歳出の削減にも限界があり、今後の社会福祉士や児童福祉といった社会保障による扶助費、町債の償還に係る公債費、さらには人件費といった義務的経費や公共施設等の維持補修費、また広域組合や国保・介護等の特別会計への繰出金などの補助費等は、ますます増加することと見込まれ、何より一層厳しい行財政運営を強いられることを考えられます。

また、ただいま詳細に説明も加えましたように、財政指標におきましても、対前年度比から見ますと、経常収支比率で1.1%、公債費比率で0.6%公債費の負担比率で1.6%、また起債制限比率では0.6%増と、いずれもそれぞれ悪化しております。

したがって、今後は景気の動向や三位一体の改革の営業を見きわめ、収入見込額を的確に把握するところに、町税、住宅使用料、ごみの収集手数料、土地貸付料といった収入未済額の解

消において、徴収体制の強化、さらには適切な花粉100体を把握し、なお一層自主財源の確保に努められたいと思います。

また、さらなる行政改革方に基づき、集中改革プランにより、適切な経営管理を行い、事務事業の効率化を図り、長期的な視点に立ち、健全な行財政運営に今後も一層の努力を要望をします。

なお、詳細につきましては、平成18年度御宿町決算審査意見書によって報告してございますが、行政が示した昭和18年度の一般会計決算概要は、本年度実施した事務事業の効果をさまざまな角度から憲章をして、後年度の行財政運営の改善指標としておりますので、なお、今後とも行政などに期待を申し上げたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

1 番石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 平成18年度御宿町一般会計決算認定ですが、この書類によって質疑を進めさせていただきたいと思いますが、先ほど説明をいただきました決算概要ということですが、今、監査委員も申し上げられておりましたが、実施した負担金の効果や投資効果について、さまざまな視点から評価し、次年度移行の予算編成に対していくものかとあります。

それから、また、今後についてですが、知恵と工夫を凝らした活力ある地域づくりが求められておりますと。平成19年度からは特別地方交付税が創設されると。地方交付税を見ても、地方の創意工夫による行財政のさまざまな効果指標が算定されるなど、地域力が厳しく評価されておりますというふうに決算概要では述べられているわけですが、それと、もう一つは、この決算の中に数字が実は出てこないわけですが、本町は特に町長の施策の中でゼロ予算事業ということできているわけですが、私は先般の基本計画の中で、それは事業であるからきちんと、例えば基本計画ですね、今般、基本計画についてはゼロなり1なり、ゼロ予算事業としても文言を載せていただきたいです。

じゃ、この決算にあってはそういうゼロ予算、いわゆる職員の皆さんの努力、職員皆様のご協力、創意工夫等、当初、まず最初のごあいさつにも町長が言っておられましたけれども、そういうものがどうであったかというのは、どういうふうに載っているんですかね。どう評価されているんでしょうか。私は、この中にちょっとそれがよく見えないんですけれども。それは、じゃ、どれだけの事業がやられて、それはどういう評価か、また、継続すべきものなのか。

それは全く無意味なものだったのか。確かに行政報告上は数字ということで、しかも決算でありますから、数字として後でまた数字についての説明はあるわけですが、数字のないものについて説明は、説明してないんでしょうか。それは重要でない施策なんじゃないかということですね。それについて伺いたいと思います。ですから、まずそれ。別にそれについては……。

今、新たな財源と申しましょうか、この説明の中に、1つは、自主財源というのが50%を超えるという新たな時代が生まれたというような説明がありました。また、財政運営を安定化するためには、受益者負担の原則でやって使用料及び手数料、分担金及び負担金等の性格、確保を図ると、そういうことになりますけれども、交付税ですか。

それも、先ほど冒頭に私が紹介いたしました、これからは新しいさまざまな応援というか、また新しい財源、それが具体的には19年度に幾つか商工会ベース、また町ベースを含めて、新たなそういう事業を採択して、今進行中であるということも知ってはおりますが、やはり一番地方においてできることというのは非常に限られている。先ほどもあったとおり、僕らはどうにやっていることで、自分たちの手で。

今度は、それを打った事業ではありませんか。それで、私そういう作業を見ているわけですが、これはしかし、短期的プログラムです。長期にわたるものではないのです。しかし、そういうプログラムを支援することというのは、これからさまざまメニューが出てくるわけですね。そういう新しい事業、新しい予算、これをやっぱりこの決算の中に位置づけて、それをさらに獲得するために努力をするんだということが必要ではありませんか。やはりこの観点から、それでは、じゃ、これから予算をつくっていく。住民皆さんの要望を具体的に事業化すると。そういう場合に、これだけの細かい話だけしておられない。じゃ、うちの課はこれだけしか予算がない。これどうしようと。いわゆる縦割りの考え方ですね。

これまで積み上げてきたわけじゃないですか。先般の3月の予算議会でも、そういう予算づくりじゃなくてという意見が、私以外の議員からもたくさんそういう声が出ていたわけじゃないですか。そういう形で新しいプログラム、そういうことも見据えながら、しかも、縦割りでなくて横断化、そういう事業の組み上げ方、その前にはこの決算をどう見ていくかということが大事じゃありませんか。それについて意見をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） ゼロ予算事業については触れていないということでありまして、けれども、議員のご指摘のとおり決算額、数字であらわすことはできない事業であります。

住民との協働の町づくりをはじめ重要な事業であると思います。これにつきましては、昨年度策定いたしました3カ年実施計画に細かく記載されていますので、それをご了解いただきたいと思います。

また、今後、新たな自主財源が今必要なのかということでもありますけれども、今後3カ年実施計画、また後期基本計画の中では、例えば中山間整備事業でありますとか、中学校のオンライン上の整備でありますとか、大きな建設事業がメジロ押しになっておるところであります。

また、公債費の負担につきましては、平成18年度と比べますと平成21年度には4億3,000万円までに膨らむということで、5,000万円ほど公債費が伸びるという見通しでございます。充当する一般財源が必要になってくるということでございますので、可能な限り自主財源は確保してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今後こういう決算の場合、先ほど申し上げましたゼロ予算、これは町長の一つの大きな施策だと思うんですね。それをどう評価していくか。それは計画は知っていますよ、何回も言いますが。決算でしょう。それはもうその前の年からやっていると思うんですね町長。決算書でなければ、附属資料の方にして1ページにまとめて、こういう事業をやりましたからと。横断的なものもたくさんあるわけですし、こういうものを町長の説明の中に一つ一つ載せられても、それはなかなか我々も含めて町民は理解しがたいものですから、やはりこういうことをやってきたということは、まとめてやはりきちんと報告をすると。

さらに、住民はいろいろと言うわけですから、それをともかく発信していくということが必要だろうというふうに思うんです。

じゃ、具体的な細かい事業についてお伺いいたします。それについては、ちょっと答弁は後でお願いします。

まず、概要の事業の一覧なんですが、24ページから事業一覧で出ているわけですが、総務費の中で自主防災組織育成事業というのがございます。これはたしかここに説明を出すのは、御宿台が発足ということで、すべての部の自主防災が設置を見たというふうに理解しております。そして、たしか昨年度の中でも今後そうした自主防災組織が整備され、そしてまた協働しながら、どう地域の安全防災について地域づくりをしていくかという観点で、そういう事業についてどんどん計画を町としてもまとめていきたいという趣旨の発言でもって、これから重要だと思います。今後の9月2日防災の日ということになってますが、今年もいろいろな県でもやられたわけですが、それを見ますと、ちょっとその部分ではよくわからないし、

自主防災に対する今後の事業、そういうところを協力し合ってどうするのか。例えば地域が災害を受けた場合に、周りのその周辺の、現実的には自主防災組織があって、その当該の中にあるいろいろな手助けに入るといのがございます。そういうのはどういうふうになっているのかですね、その作業はどうされるのかについて、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 自主防災組織の育成事業ということで、60万円組んでございます。これは昨年18年度ですけれども、御宿台区では、18年度に、最終的に設置をいたしまして、全区岩和田区が平成9年にでき上がっておりますので、約10年かけまして町内全般に自主防災組織というものができ上がってきております。

その後、横の連けいがどうであったかというところですが、昨年にですね、御宿台区にできあがったと同時に、各地区の区ごとに一齐に横の連けいで訓練を実施した経緯がございます。今後は、最初のころにでき上がった区と最新の区では、なかなか気持ちの持ち方でいろいろと違ってきていると思いますので、今後とも協働してやっていく防災訓練を実施をして、日々新たな気持ちを持っていただきたいと、このような気持ちで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） ゼロ予算事業費につきましては、議員のご指摘のとおり御宿町の主要事業として位置づけをされておることから、来年度からは説明等を加えていきたいと考えていきますので、よろしく願いをします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） じゃ、自主防災の方は、今後総合的なものが位置づけされるんですか、それを確認しておきたい。計画、要するに調整ですね。

総務課長（吉野健夫君） 計画は、既に昨年17年度と18年度にでき上がっております。

1番（石井芳清君） 次に、移ります。

26ページ、農林水産業費であります。これは1番目に、ふれあい農業というのがございます。小学校の稲作体験学習、町内小学校5年生を対象にしてということですが、具体的にたしか場所が変わられたと。そして実施をしたと。追加ですね。その前からしているのか。変えたということもありますし、聞くところによりますと、今年はこの事業は計画されていないというような話も聞いております。

この事業の決算状況の報告とともに、今後そうした農業機会の特に先般は農林事業については、合併の中、統合の中で岩和田地区を含めたそういう漁業とか、漁業体験も引き続き御宿小学校で継続してほしいという議員からの提案もあったというふうに伺っていますけれども、じゃ、この農業については、今後経過が変わってもどう続けていかれるんですね、それについて考え方をお示しいただきたいと思います。

それから、その次の段に、中山間地地域直接支払交付金というところがあります。これ中山間事業、これはかなり前から実施していて、まだ事業化されていないということです。計画がまだ策定を終えていないというところだと思いますが、この中身について、決算の内容についての説明ですね。それから、現時点のこの中山間地事業の取り組みと、それから入っていけるかなんですね。その事業が実施できるかどうか、中山間について今やっているとありますが、その辺について伺いたいと思います。

それから、中ほどに特定農地貸付事業という項目がございます。この評価についてお伺いいたしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、ふれあい農業につきまして、ご説明したいと思います。

平成18年度に場所を変えまして、上布施消防庫脇の田んぼ借りて実施いたしました。しかし、先ほど議員のご説明、ご質問のあったとおり、水田の確保等が非常に難しく事業を断念しております。それにかわりまして、新久井地区ですか、そこに中山間地域総合整備事業の実行委員の方々に、実験圃場を行っております。ソバとジャガイモの作付が8月の下旬に終わりました、それを小学校等の時間の調整がいたら、協働で農業の体験をさせていっただいかがかと考えております。

続いて、中山間総合整備事業の事業とは、ちょっと違うんですが、この中山間地域等直接支払交付金についての説明ということで、中山間地域では高齢化の進展している中、平たん地の自然と比べ、農業の生産条件が不利で、耕作放棄地の増加などから耕作放棄地を軽減する意味で、地域の方が草刈りとか、そういうものを作って多目的な保全を図るという事業でございます。内容的には以上のようなことなんです、実谷下・中上や上布施地区立山の78戸との契約の中で実施しています。

続いて、中山間地区総合整備事業の内容なんです、当初佐倉まで約60ヘクタール、約52ヘ

クタールの95%の同意率の中で行って行りましたが、事業区域の確定のため、計画図をもとに4回ほど地元受益者と最後の地域の確定をやってもらった結果、約45ヘクタール弱という結果となっております。最終的に今の段階では実行委員会及び受益者の方が平成21年度の事業化を進めてもらいたいということで、要望等がありまして、9月の明日ですか、5日、県庁の耕地課等がやっておりまして、現地調査、あるいは地元の方との説明会を予定しています。

また、実行委員会を含めた約70名ほど、御宿町大会議室の方に、7時から会議を一応もちまして、本当に21年度採択を目途にできるのかどうか、また、事業が途中で頓挫した場合、実行委員そのものが、すべての責任を負ってこの事業を達成するというのを、最後に再確認をさせていただきたいと思うわけです。

続いて、特定農地の件ですが、資料を探させてください。

お待たせしました。特定農地につきましては、今現在26区画、約21名の方から借りてます。この内容につきましては、昨年、国の関東農政局、水とみどりの美の里づくり懇談会の現地視察した中で、非常に御宿町の貸付農地につきましては、運営状況がいいという、そういうご指摘を受けております。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） ご質問の件につきましては、藤原課長の方から話がありましたように、協力いただいております農家のご都合等もありまして、19年度については断念せざるを得ないということです。御宿小学校につきましては、乗船体験というのが、新しい漁業者との触れ合いに、切りかえということではないのですが、新しい事業として取り入れておりません。

農業につきましては、今年度、特に事業としては組んではおりませんが、今まで実施してまいりました収穫祭等の事業の模索もしているところです。先日、産業観光課とも協議した中で、今、説明ありました中山間の試験事業の中で学校との協力が得られるかどうか、これから授業の都合等も確認した上で、対応できるかどうかを検討していきたいと、そのように考えております。

御宿小学校からの移動ということになると、いろいろ時間等の制約等もありますので、細かいことは詰めてから結論を出したというふうに考えています。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） その中山間事業というのは、たしか新久井地先ではなくて新宿地先でよろしいのでしょうか。ですから、たしか学校から歩いて5分程度の距離だったと思います

ので、特別授業しなくても、そういうことをやってる情報なども、学校側に入れていただければ、学校側で活用できるんじゃないかと考えられますし、また、中山間をやっている方々も大変高齢で、お父さんといえどもおじいちゃんという立場の人が多んじゃないかというふうに思うんですけれども、これからのまた農業者の方も、そういう張り合いに思っているかなと思うし、そういう工業のような分野でも、さらにまた教育にまで広げていきたいということでございます。

それでは27ページであります、布施学校組合負担金という中でお伺いいたしますが、今回は御宿町42人いすみ市40人ということで組んでありますが、これは政令部分であります、先般テレビの受像がよく映らないというようなご意見がございました。また、雨漏り、そして、一つはパソコンが大分古くなったような話も聞いているわけであります。言えば、御宿町はそれだけ早い時期にそういうパソコンを設置したということもあろうかと思うんですが、こういうことについて設置管理者とする事務ということもありますし、この点について、どういう状況になっておるのか、また、今後どうされるのかご説明いただければと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 布施小学校のご質問かと思いますが、現在のテレビの映りの状況につきましては、布施小学校は1チャンネルと3チャンネルしか映らないという現状です。それにつきましては、調査をするようにと言って指示を出しております。

パソコンにつきましても、布施小学校だけでなく、御宿小学校につきましても、もう型が古くなっておりまして、替時期がもうそろそろきているというふうには考えております。それにつきましては、今後財政等とも協議しまして、対応を図っていきたいというふうに思っております。

（発言する者あり）

教育課長（田中とよ子君） 雨漏りにつきまして、状況等を確認しまして、改修工事等につきましては、いすみ市との協議等も含めまして、工事にかかれるような状況にもっていききたいというふうに考えています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） テレビ局は今後地デジとか含めまして、拙速な対応をされないということで、やはりそうは言っても、では、今日、明日の中でどうするのかということできちんと対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 30ページの道路費ですね、道路債。町道0105号線と0106号線、町づくりという中で、さらに大きな事業となるとこれぐらいかなという中で、これいつ着工したものと。完工予定はいつごろなのかと。工事費の、両方ですね、2本の総額予定はどのくらいになるのか。財源更正はどうなのか。それと、どういう形で完成予想図を示されてないので、どうかと、それが1点と。

あと、24ページと84ページ、都市計画、以前浅野先生も質問されたことがあるんですけども、本当に都市計画を何億円とかけた中で、現実的にどういう形で都市計画をやるうとしているかと町民にはなかなか判じがたいものがあるという中で、都市計画基礎調査、まだこんなものと言ったら失礼なんですけれども、やっているのか。現実的に、これはどういう形で、どういうふうを利用して、どうなるのかということをお聞きしたいのと、都市計画という中で、御宿台は建築計画は平成20年12月に決めるという中で、町の地区計画に対する基本的な姿勢をお聞きしたいと。

それと、事業誘致に対して、建築協定は事業者は結んでいないと。あそこは高さ制限がないと。それと、都市計画では第1種住居地区という指定がありますけれども、高さ制限はない。それで、一般の購入者ですね、それは第1種低層住宅の専用地区という形の中で、都市計画では10メートル、建築協定では9メートルと。で2階までで大変まだ厳しい容積率とか建ぺい率とか、大変厳しい状況がある中で、西武とは話し合いになるかもしれないけれども、西武とは先にこういう何が建っても可能な状況ですね、今の西武前に。あそこにマンションが建つことを考えます。迷惑施設も、私たちにとって迷惑施設も可能だと。そういう中で、今後これに対して来年重要な部分をやる中で、地区協定という大変そういう計画がある中で、町としてはどういう形でこれを縛らないでもっていきたいと。

だから、グリーントウンという開発者、4者協定の中で、町で多額の税金をかけていると。投入されていると。道路にしる、いろんな水路にしるですね。それと多くの人が協力した開発地区だと。そういう中でウエルカムというような形で、あそこに協力者が入れれば大変結構なんですけれども、事業みたいのが入るのはまた別な話ですからね、営業の話ですから。それに都市計画を策定するときに、この事業主が建築協定を結んでいないということは、都市計画のいい部分を知らせられてなかったのではないかと。僕らも知らなかった。職員もやっぱり知らなかったんじゃないかと。もちろん課長もそうだと思います。言っている中で、何かこの辺であそ

ここに嫌なものができて困るし、そういう中で、町長を初め担当課長の考えとしてあわせて、そういうことです。お願いします。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、30ページのまず土木費の方からですが、今お話ございましたのは、役場の前の道路改良のまず、それらが大体どのくらいのお金で、いつごろ完工になるのかというようなお話と、それから御宿台から実谷七本側に行きますとこれが0106号線という線ですが。

まず、役場の前の0105号線につきましては、平成4年から事業を実施してございます。現在の18年度決算状況では約3億4,600万円ほどかかっています。これのうち、それぞれ線型と交差点協議等のいろいろな委託費、それから用地購入費というような分け方がございますが、用地費につきましては、1億3,900万円ということで全体の40%、それから工事費についてが1億8,300万円で52.9%、残りがただいまの委託費というようなお話でございますが、総延長585メートル、現在440メートルが終了しているということです。19年度については、現在最終的な用地買収をして、次に進むというふうな格好で進めております。

それを進めていくと、まだ数年かかるであろうと。総額で現在のところをメーターあたりの決算の考え方ですが、4億600万円ほどの総額と想定いたしております。

それから、もう一点0106号線のことですが、これについては、まず供用開始をもう1年と平成20年度で現在考えております。

それと、先ほどの財源は全く一般財源をすべて投入しております。これから説明する0106号線は、2分の1が国庫補助というようなことで進んでおります。

現在の進捗状況ですが、平成19年度の現在の予算まで入れて、約1億3,900万円ほどかかっております。それらのほぼ2分の1が国庫補助です。総延長440メートル、幅員を10メートルというようなことで現在進めておりまして、あと3,000万円ほどがかかると2分の1がまた補助金ということで進めるということで、平成20年度では一応何とか供用開始ができる見通しで、現在進めております。

それから、もう一点、先ほどの84ページの都市計画ですが、都市計画の基礎調査ということがございましたが、これは都市計画法で、県は5年に一度県内の土地状況について調査をするということになっております。県が調査をするために、町が協力すると。県委託費による調査予算であったということです。

内容的には、道路の状況、建物の状況、産業構造等、これらを5年前のデータに加除してデ

ータをつくり上げたものを県へ提出するものです。成果品については、まだきておりません。後ほどいただけるということになっておりますが、まだ数カ月先というお話ですので、まだ細かいデータは持ってありません。

それと、その次の御宿台の現在の建築協定、今後どうなっていくのか、町はどのように考えていくのかというようなお話でしたが、これについては、お話のとおり、平成20年12月31日をもって、現在の建築協定内容は満了となります。一応それまでにその辺新しい考え方を調整しておく必要があるという話になるかと思いますが、これについては、地域の利害関係者の方、当然細かい調整をして、どんなくあいに考え方を固めるかというような話を、細かい話をこれからして、その方向性を十分に協議した上で出していく必要があるだろうと。町としては、当然、今まで販売等された中で、もう既に土地を出た方、それから先ほどお話のとおり、それを次の所有者に移転している方等いろいろおられるかと思うのです。それらの方との今までの規制づくりと、今後のあるべき姿という考え方ですけれども、町も加わり、先ほどの事業主との位置があるというお話でございましたが、それらについても細かい点まで協議をした上で、多く手法を示していきたいと、そのように考えています。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 最後の1点ですが、確認なんですけれども、一つは、事業についてですね。一般の方は別にそういう形でもよろしいんですけれども、事業分に対して、例えば

ああいうふうにマンションのできる可能性がある場所です。容積率はありますけれどもね、そういうので町としてのスタンスをお聞きしたいと。みんながあるから基本スタンスを受けないで。

もう一つは、あそこが開発地区だという中で、マンションが建つことも考える。また、違うビルが建つことも考えられるわけです。いろいろとある。という話でしたが、高齢者とは話ができない。そういう中で計画と、これをどういう話でどうするかと。事業関係の話でしょう。町の主張はどうかということ、を話さないで、事業者はどういう形でとは絶対言わないです。決まった形だとか。そういうの中で、都市計画にそれが断ってきたと。だから、この大部分都市計画がある中で、町の明確に主張を示した場合、こういうような話まで書いてある。建物の土台まで書いてある昔からの問題がいっぱいですよ。また、道路の欠陥では道路側溝の問題がある。いっぱいある中で同意なんてとれないですよ。

そういう中で、町の姿勢を明確にしてほしいです。これは私は、今日の質問趣旨に書いてある。町としては、じゃあそこに町の意向に沿った形の都市計画をつくると、そういうな姿勢を

見せていただきたい。何本くらいあのか。また、違った話になってくるから。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑は。

8番（瀧口義雄君） いや、答弁。

議長（伊藤博明君） 答弁、井上町長。

町長（井上七郎君） 今の質問ですけれども、庁内として充分協議をして、地元の意向も入れながら、これから進めていきたいと、そのように考えています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第13号は原案のとおり認定することに決しました。

これより2時25分まで休憩いたします。

（午後 2時14分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

請願第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、請願第3号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書についてを議題といたします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、川城達也君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(6 番 川城達也君 登壇)

6 番 (川城達也君) それでは、本請願についてご説明申し上げます。

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書。

住所 千葉市中央区中央四丁目13番12号。団体名 千葉県弁護士会会長 山下洋一郎。

紹介議員 川城達也。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

請願の理由。

1 クレジット被害の深刻化について。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなります。

埼玉県富士見市で一昨年に発覚したりフォーム詐欺事件や、呉服・布団・貴金属など年金暮らしの高齢者の支払い能力を超える多量の商品を契約しているのは、クレジット会社の与信審査の甘さが存在するからにほかなりません。

また、若年者を対象としたアポイントメントセールスや、詐欺的なマルチ商法、これが今運営してきた絵画レンタル商法など、クレジット契約を利用するからこそ実行できる詐欺商法であり、その被害は深刻化しております。

2 クレジット制度の構造的危険性について。

クレジット契約は、顧客の獲得や支払い条件の交渉や契約書類の作成など、営業活動の大半を提携先加盟店に委託して、効率的にクレジット契約を獲得し経済的利益を上げているため、クレジット会社としては、加盟店の不適正な販売行為に対する審査が不十分になりがちです。

クレジット契約を利用するがゆえに、悪質な販売行為を誘発しがちであり、深刻な消費者被害が発生しやすいという意味で、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象としてのクレジット被害が多発している実態があります。

3 割賦販売法の抜本的改正の方向性における要点。

(1)、過剰与信規制

消費者の収入と既存債務額に照らし一定の具体的な基準を超える契約については、顧客の支払い能力を超えるおそれがある契約として、返済財源や購入動機などの個別的調査義務を課すなど、実効性ある過剰与信防止規定を設ける。

(2)、不適性と信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社は、不適正な与信を防止する義務を負うこと、不当な取引にクレジットを提供したときは既払金の返還を含む共同責任を負うことを規定する。

(3)、割賦払い要件及び政令指定商品制の廃止

規制の抜け穴をなくすために、原則として、すべてのクレジット契約を規制の対象にする。

(4)、個品方式のクレジット事業者の規制

個品方式のクレジット事業者について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定する。

以上の提案をもとに、全国各地の弁護士会、司法書士会、消費者団体などにおいて、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を発表したり、全国的な署名活動等が展開されております。

以上の理由により、クレジット取引における消費者の安心・安全を確保する観点から、御宿町議会にお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第 3 号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、請願第 3 号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、川城達也君、賛成者、瀧口義雄君、貝塚嘉軼君、松崎啓二君から、発議第 1 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（事務局配付）

議長（伊藤博明君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

発議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） それでは、提出者、川城達也君、登壇の上、説明願います。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） それでは、発議第1号をご説明申し上げます。

発議第1号。

平成19年9月4日。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 川城達也。

賛成者 御宿町議会議員 瀧口義雄 貝塚嘉軼、松崎啓二。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を読みます。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性がある一方、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなります。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、悪用したマルチ商法・内職商法・その他の詐欺的商法の被害が絶えないところです。

消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、悪質商法被害の防止と取引の適正化を実現する割賦販売法の改正が必要であることから、意見書を提出するものです。

割賦販売法の根本的改正に関する意見書（案）

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超え

る大量のリフォーム工事、呉服等の販売が次々繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、当議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正にあたっては次の事項を実現するよう強く要請する。

1 〔過剰与信規制の具体化〕

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと

2 〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること

3 〔割賦払い要件と政令指定商品制の廃止〕

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 〔登録制の導入〕

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月4日、御宿町議会。

衆議院議長 河野洋平様。参議院議長 江田五月様。内閣総理大臣 安倍晋三様。経済産業大臣 甘利 明様。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第17、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問についてを3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

発言を許します。

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上、質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

4点にわたって、台風4号災害問題、また来年度以降の執行体制、頑張る自治体のプログラムの進捗状況、そして、高齢化時代を迎えてシルバー人材センターの設置や巡回バスの充実についてという4点にわたって、執行部の考え方をただしてまいりたいと思います。

まず、1点目であります。先般、台風4号の被害状況とその対応、今後の課題について、お伺いをいたします。

また、ニュースで見ますと、近々台風もこちらに向かっていくような情報も伺っております。そういう面では、こうしたものもきちんと対応をとっていきながら、早速、そういうものを今後に生かしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

被害状況について、そしてまた、災害対策本部の設置について、復旧についてということで

ありますが、災害対策本部の設置については、対策本部の設置と解散についてどのようになっていたか。避難所の設置という部分について、最優先されるべきは、災害弱者の救済だというふうに理解をしておりますが、その点からこの設置導入について考え方をただしていきたいと思えます。

次に、災害情報についてであります。先般対策本部を見させていただきましたが、電話、紙、鉛筆での情報管理、これも確実であり、電気等が停電になった場合もありますので、大変有効な処置だというふうに思うわけでもあります。現在の近代技術、こういうものも活用し、さらに迅速な対応をしていくことが必要ではないかというふうに考えるものであります。

一つは、まず携帯電話というものもその災害の状況が深刻になればそういうものも使えない状況ということも生まれるわけではありますが、しかし、携帯電話の場合、例えば現場の写真、そういうものを撮ってその場で本人に送るということも現在できるようでございます。中部地方の例えば広域消防などにおいては、赤バイ隊ですね。オートバイに乗って現場に急行して、その状況を本部に伝えて、すぐ適切な処置、また必要な報告内容を要請するということが現実にはやられるということも伺っております。

また、もう一つ、今回の中でちょうど情報が来たので、いかに仕事で例えば町外に出ている人、また遠隔地、遠い親戚などですね、そういう方々から大変心配だということで、どう行ったらいいかわからないので、非常に局所的に集中的に災害が起こったというような状況があったかと思えます。

そういう中で、そういう災害情報、例えば町、ホームページで設置をしているわけですから、そういう中に緊急的に、そういう災害の掲示板、こういうものを設置して、そんな状況をお知らせすることはできないのか。先ほども災害本部でどうやら実谷の川が氾濫しましたよということで、どんどん指令が出るわけですね。そういうものを、それは緊急という名目の中で情報提供をすると。それがおさまったら閉鎖しちゃったということですね。

そうすることによって、今、ホームページはこういう携帯電話でもつながりができるわけですから、例えば茂原で仕事をしていて、夜勤になってこれから帰るといった場合に、途中までだけれども、そのちょうど閉鎖になっちゃって、わざわざまたぐるっと遠回りをしてうちに帰るということもあると思うんです。また、うちの近所はどうなっているのかということもあるし、その場合、この間も一部停電があったわけですから、今も昔の電話方式だったら100ワットでも使えるんですけども、今のは多機能電話ですので、100ボルトないと電話も不通になっちゃうという状況もありますから、そういう場合は問い合わせもだめですね。ですから、ど

ういう状況に今御宿町の災害状況が置かれているかという、そういう刻々としたいろいろな状況を、ここはもう道路は閉鎖しましたよとか、ここの土砂崩れはとりあえず復旧したから、とりあえずは安全確保できるけれども、通れる状況になっているんだと、そういう状況ですね。刻々とした状況を町としても今後はやはり検討していく必要があるんじゃないか。

確かに、大規模災害になれば、そういうものは町が設置するとか、国や県の機関が設置するとかということはあると思うんですけども、こういうことも今後検討すべきではないかというふうに思います。

もう一つ、災害情報の中では、防災無線がありますね。「こちら防災御宿です」とコールサインを言って、それからいろいろな放送をするわけでありますが、いろいろな放送をしているわけです。ところが、現実的には防災上必要な情報は、防災無線から余り流れてこないという状況です。例えばこの御宿の海で地震がありましたと。じゃ、それをテレビか何か持っていればその場でくっつけて、ラジオか何かそれらの情報は流れてきます。でも、そういうのを、例えば歩いている人、町内を歩いている人、それは町民に限らず旅行者についても同じことです。じゃ、どういう地震なのか、その地震は津波の心配はあるのかないのかと。これも震度1から2からということというわけではありませんけれども、一定のラインをひいて、それ以上のものについてはもう緊急的にどんどん情報を出していく。もともと防災無線なわけですから。

それについては、やはり町としての運用を、やはりきちんと、ちょっとわからないですが、それもわかったかどうかはわかりませんが、きちんとされてそういう、本来みんなの防災をきちんと町民、または町内にいる人に伝えるということが大事だろうと思います。

それから、復旧についてであります。災害については復旧の財源ということで、今日は専決処分も出されていますけれども、大きく分けてまず人家、道路、農地、山林、河川、実は御宿台についても通告してあったんですけども、今日詳細な質疑がありまして、その方向性も出されましたから、それは結構でございます。

ところが、問題なのは、それが複合的な災害の場合です。優先性というんでしょうか治山、道路、それから農水、全く同じ状況。そういう場合、だれが、どれを調整するのか。

ですから、まず初歩的に今回専決処分されたように、一番最初の初期段階でとにかくもう安全確保を図るんだと。当座の処置をするんだと。それから、じゃ、もう中期的に、これはどういう財源をつくって、どうするのか。その中で、こういう複合的なものがあるわけです。これはもう、例えば道路だったら道路をやって、先にやればいい。どこか、建設課さん、そこがやればいいわけですけども、そういう割り振りをやはりきちんとやるということが、まず大事

なんじゃないか。

それから、そういうどっちつかずになった場合、それをきちんと筋道を立てて、だからそれでやるべきじゃないかと。それでやれなかった場合は、もう1回最初に戻して調整するということがあるんだろうと思いますけれども、そういう作業を町としてどういうふうに行っているのか。ちょっとその辺疑問になりましたし、具体的に今、禅寺の近くのショートですね。ここだったら単費でやられるお話も伺っておりますけれども、そんなことを含めまして、どうされるのかということですね、具体的な名前について、1点目にお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 7月の台風4号は、大型で非常に強い状態で九州南部に上陸し、15日夕方千葉県に最も接近し、夜には関東の南東海上に進みました。

台風第4号の接近・通過に伴い本州南岸に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、14日昼過ぎから次第に強い雨が降り出し、夜には千葉県南部で猛烈な雨が降りました。当町では、御宿ダムの雨量観測所で14日13時から15日13時までに1日の最大雨量が343mm、時間最大雨量は14日23時に65.5mmを記録しました。15日の0時にも同量が記録され、都合2時間で約130mmが雨量計に記録されておりこれは過去に前例がないものと考えております。

この大雨により当町では、町防災計画に基づき町災害対策本部を14日午後11時30分から15日の午後4時まで設置し、町職員ならびに消防団が大雨の中、災害応急活動に出動しその対応にあたりました。

また、町災害対策本部設置を、深夜ではありましたが、早めに大雨に対する警戒と避難所の開設について防災行政無線でお知らせしたところです。

その間、町災害対策本部に報告のあった被害状況ですが、実被害、増水等の情報をあわせまして、107件の被害等の報告が寄せられました。

内訳としまして、住家被害床下浸水1棟、法面崩壊及びがけ崩れ被害59カ所、水道施設被害（水道管）3カ所、道路路肩崩壊17カ所、河川護岸等崩落被害4カ所、道路、河川等の冠水18カ所、農地被害6カ所、農業用施設1カ所と甚大な被害状況となっております。

また、記録的な豪雨の状況と町災害対策本部へ被害情報が報告されるとともに、今後の気象情報を踏まえさらに被害が拡大する恐れのあることから、早期に避難所の開設が必要と判断し、15日零時に御宿小学校体育館、旧岩和田小学校体育館に避難所を開設し、避難者の受け入れを行いました。

なお、避難者については、4世帯11名が、放送後に御宿小学校体育館へ避難されております。

(岩和田小 ゼロ)

雨が小康状態となった明け方には、避難者全員が帰宅をいたしました。その後、御宿小、岩和田小を閉鎖し、15日の午前8時30分からは、町公民館を避難所に切り替え、新たに5世帯6名が自主避難をされまして、台風の過ぎた夕方には帰宅しました。

その後の対応でございますが、被害発生がありました道路については、交通を可能とするために土砂の撤去作業など含め、17カ所を緊急に復旧する必要性がありましたことから、夜間のうちに対応をいたしました。

他の被害箇所については、現在、復旧作業中のものやまた、関係機関、関係者と協議しているものもございます。いずれにしましても早期に復旧が出来るよう努めてまいりたいと考えます。

それと、今後の課題でございますが、今回の台風は記録的な大雨で、近年は従来からの想定を超える集中的な豪雨により、災害の大規模化、多様化してきております。

こうした、自然災害から被害を最小限に抑えるため、平常時から道路、排水施設等の点検管理を徹底していくことを、関係行政機関、広域消防、消防団と協議を重ねて参りたいと考えております。

また、今回は土曜日の深夜であるにも係わらず消防団員の迅速な活動を受けまして、被害を最小限に抑えることが出来ましたが、平日のことを想定をいたしますと人数の確保は厳しいことが想定されるところです。

そのためにも、職員、の一層の防災教育を図って参りたいと考えております。

次に、防災無線につきましては、いすみ市では震度4以上、更には津波注意報、等を伝達しております。したがいまして本町においても同様の内容を早急に開始して参りたいと考えております。

次に、町ホームページへの掲載について、携帯での写真送信ということですが、現在、県の防災用ホームページを介して県下各市町村の各種被災状況が見られるように配信されております。

今後、住民の皆さんに県防災システムの活用方法の周知をするとともに携帯電話を使用した利用について検討してまいります。

次に、復旧についてですが、町防災計画では、総務課が災害対策本部の運営や被災情報を取りまとめることになっております。

本部が解散された後の災害については、内容によって該当主管課が今まではその対応をしております。

災害が他課とまたがる場合や発生条件が不明等の場合には、上位機関との協議により現在災害復旧を行っております。

更に判断がつかないような場合に、先に申しましたようなことがあると思われませんが、状況によって協議をしております。

1番（石井芳清君） まず、対策本部の設置と解散ですね。11時半に設置をされたということですが、もう夜半の8時過ぎたらそれはもう庁舎前のところですね、ここもかなりの水が流れていまして、この下の住宅に被害状況が出ているというようなお話も聞いています。ですから、平日じゃありませんのでは言いながら、やはり災害はいつ起こるかわかりませんので、なるべく早い段階でそういうものを対策本部、もしくはその前の準備状況でもそういうことができるということですね。そうしませんと、その住民のおたくへは電話をして聞いたら、夜勤というか、その方で内容については全く周知をしていないような受け答え方だったというふうに言います。これでは、やはり災害に対応することはできませんし、不安はさらに増えるばかりだと思いますので、やっぱり早い先手先手でそういうものが近くなったら、対策本部を設置したけれども、何もなかったよぐらいの話の方が、私はいいと思うんですね。遅いというのは、こういう災害については後手後手というのは一番大きな問題になりますので、設置については迅速な設置をきちんと協議をしていただいて、やっていただきたいということです。

それから、避難場所についてなんですが、これも一度避難所の指定を解除しましたね。それであそこかというと8時半ですか、これタイムラグがありますね。その状況は確かに私も天気予報なんかを見ていると、それほどこれから雨が強まる心配もないしということは、素人的には理解できたけれども、すべての警報がまだ解除されなかったわけです。だから、県だったら県、気象庁だったら気象庁の会見を解除されて、もうすべてないですよと公式に明らかになって、避難所を閉鎖するということだと思っただけです。ですから、この避難所の閉鎖、いいんですよ、変えて。変えていいんですけれども、そこの判断というのは私はちょっとやはりそのニュースに疑問があるんです。ですから、この設置、運用についてもやはり充分そういう心配・不安が、こういう災害のときだからこそ、起きないように対応をとっていただきたい。

それから、町民として非常にわかりづらいのは、今日前回つくられたときの防災マップというのを、それも今般新しくするようなお話も聞いていますが、この中身を見ますと、公民館というのも避難場所に設置をされています。当然、小学校も設置されたということもそういうことで指定されているのは承知しています。なぜこの公民館が避難場所にならなかったのかということが、町民は疑問なわけです。

最後、最終的に基本的にやっただけでやる中で公民館が避難場所に今度は指定をされたわけですが、それは私は細かいのは知っていますけれども、町民としては、こういうふうになっているわけがわからないですよ。すぐ近くだから公民館に行って、いや、こっちは今日は現在では小学校ですよと案内ができるわけですが、その辺も含めまして、どういう状況だったらこうだとかということも、もうちょっと今度の防災マップを、多分いろいろなワークショップということでやられたということですが、多分やられているのかなと思うんですが、やはりこういう状況のわかりやすさ、緊急用の場合どこへ行けばいいんだろう、すぐ見てわかるようなものについて、万一もう少し情報の出し方がこれから私は必要ではないのかなと考えております。

それから、県の防災情報でありますけれども、それだったら、例えば御宿町のホームページの一番トップですね、そこに、県防災の情報を張られたらいかがですか、県防災というか情報について。だって、町民はほとんど知りませんよ、そういう情報を県が出すということ。そうじゃありませんか。それを、今度のものも防災の知識として、町内のホームページを見ればのっていますという情報も、こうなんだという示す必要があるんじゃないですか。そうしないと、それはあなた方専門家だから載っていますよというふうに言うかもわかりませんが、私も知りませんでしたし、まして町民の皆さんは恐らくしっかり。そういうふうにいるいろいろな各地でいろいろな情報も覚えているわけですから、そういうものをきちんと住民に出してくるということも今後は大事じゃないかと思えます。

それから、じゃ、その対策本部はどこに設置されたのかというと、たしかこのコミュニティホールとおっしゃいましたっけ、そこだったと思うんです。それで、じゃ、県防災はどこかという、たしかあれは4階ですよ、県防災のシステムは。それで、そのたびごとに上に行ったり、下に行ったりしながら見ていて、あと基本的に合意はテレビもありますから、NHK等放送機関の災害情報も逐次出ているわけでありまして、やはり県防災なら県防災、もちろんそれもしましたけれども、あと承知もきました。そういうコミュニティよりいいと思うんです。そこで、再度これらを設置するんだったら、そういう情報もきちんと閲覧できるような形にすべきじゃないかと思うんですね。

たしか同じフロアに電算機もあったと思うんです。ですから、そういう専門のケーブルを、できれば、例えばパソコン何台も置けるわけですね。多分県防災も下におろすことも可能かなと思いますし、また、一般の気象庁の専用のホームページ、今はもっと細かい情報が出ているんですね。そういうこともパソコンで逐次やはり確認をしながら、じゃ、御宿町はどういう災

害対応をしていけばいいかということも大事だろうと思いますし、その中でさまざまな情報入力をしていくことも可能だと。それから、さっき言った今後についてもそこにそういうものがなければ無理ですよ、携帯できないわけではありませんけど。

ですから、そういうやっぱり今のいろいろな情報誌というものを、先ほどいろいろな話もさせていただきましたが、あるものをやはりもっと有効に活用していくと。そう言いながら、机とパソコンは何かかぎがかかって外れないよとやっているようなことも聞きますけれども、それはそれといたしましても、そういう防災システムを臨機応変に含めまして、いろいろな場所で職員がそういう情報システムをいっぱい活用できると、防災に限らずね。そういうことも大事だと思うんですよね。ですから、そういうことについて、いま一度検証されて、これからの台風シーズンを迎えまして対応をとっていただきたいというふうに思います。

もちろん答弁を。

ああそれとこれもう一つ。最後の復旧についてですけれども、私が言いたいのは、最初の段階で私が一番いいのは、総務課でとにかくパッと出かけちゃうと。それに基づいて、これはじゃ、税務に来た、これは農水に来た。でも、それは農水でだれもいないと。だから、総務ちょっとこれはほかに回してくれと。一番大事な問題です。その場所でやったら、やはり総務のかかわりの中で振り分けていただくと。そうしないと、例えば災害基本計画の中ではだれがというのは承知していますけれども、それは自分の将来抱えちゃうんです、簡単に言っちゃうと。だから、そういう状況でありますから、それは第三者的に振り分けをします。これは町有財産だけれども、これはやっぱり企画の方できちっとやれるだろうと。じゃ、財産なんだけれども、これはほとんどどうだとか、結論をどんどんやていける。そういう最初の振り分けをまず総務課でパッと振り分けていただくということも、私は総務でやるべきだと。それに基づいて、すぐに迅速にその他の中から作業をされるという、その初期の段階のことからすると、その点について、2点答弁ください。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 当初の振り分けということでございますが、今もやっていると考えております。ただ、災害対策本部には担当部署の課長達も詰めているわけでございますので、事例を協議をしながら進めてまいりたいと考えます。

1番（石井芳清君） 幾つか質問をしているんですけれどもね。

総務課長（吉野健夫君） 避難所の件ですが、開設した時は夜間の深夜でございまして、どの程度の避難者が来るか想定できなかったわけでございます。

公民館で当初開設する予定をしたわけですが、公民館だけで対応できるかどうか疑問点がありました。

そのために、御宿小体育館と旧岩和田小体育館の2カ所としたものです。

ただ、早朝には台風による雨雲も去ったとの予想情報によりまして、避難されていた方も自宅に戻られたことを確認できましたので、これ以上新たな避難者はないとの想定のもとに両避難所を閉鎖しました。

しかし、そうはいつでもまだ水量は多かったものですから、万一のために公民館を開いておいた方がいいだろうとの判断をしたものです。

次に、町ホームページにリンクできるかどうかということですが、これは県との協議がありますので検討させていただきたいと、そういうふうに思います。

1番（石井芳清君） 避難場所についてですけれども、明確にきちっと、例えばそういう健康がで出ている場合は、設置をした場合は閉鎖しないと。私は、それは当たり前だというふうに思うんです。設置をした場合は、県防災階でそのままでいいじゃないですか、避難者がいようとまいと含めて。そうではないんですか。それがわからないんですよ。

それともう一つ、公民館については、寮でもなんでもいい。先ほど課長の説明もありましたけれども、大変な降雨量で、清水川があふれそうだったんです、みんな。もうあの川はいっぱいでしたから。そしたら、避難所はゼロなんです。何千食があったわけじゃないですか。私はそちらの方がもっと判断の中で有効というか、ウエートが高かったんだと思うんですね。だから、こういう状況の場合は、こっちを使おうというのが理論的にはわかるわけじゃないですか。その災害の想定の中で避難所の利用というのは2つある。

まあ何とも言えませんけれども、そういうものも今回いろいろ見えましたのでね、やはりきちんとそういうものを精査して、有効な情報をきちんと出していただくと、また対応をとっていただくということが大事だと思いますので、ぜひ今後の生かしていただきたいと思います。

次に、来年度以降の執行体制について伺います。

現体制化になって1年半を経過しているというふうに思います。そして、その中においては副町長を置かないということで、これまた先般、町長が改めてそういう確認をされたというふうに認識しております。また、先ほどの決算の審議の中でも、ほとんど一定の適正は、いわゆる職員数を減ずると、方向が示されているようでございます。そのように、職員が少ない中で、住民へのサービスの対応、また今後のスムーズな行政運営のために、事務方としてこうした執行体制をどう考えているのか、そしてまた、来年4月以降どういう体制で臨んでいくのか、そ

ういう調整だとか踏まえまして、考えがあるようでしたらばお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 議員ご指摘のとおり、町では経常経費に占める割合の大きい人件費につきまして抑制に努めているところであり、当然、職員数につきましては、今後も削減を図っていかねばならないと考えております。

しかしながら、国民健康保険制度の改正から、特定健診事業が実施されるなど、新たな事業も増えておりまして、高齢社会の進展によりまして、介護事業全般におきましてその需要は年々増加している状況であります。

また、記録的な大雨や、地震・津波等への準備など防災面の強化も緊急に行わなければならない、更には、税金や使用料などの徴収体制の強化も図り、より多くの自主財源の確保に努めなければならない状況でございます。

このような、町を取巻く行政課題に対応しながら職員を削減していくためには、より円滑に意思決定ができ、また横の連絡調整が効率的に行える組織の構築が必要であると認識しておりますので、現在作成中の第5次行政改革大綱におきましても、このことを十分踏まえて作成しておりますが、更に、今後の対応として、職員の人材の育成、また、現在各課を3班のグループ制に分けて横の連携を図っておりますが、今後もその機能強化を深める必要があるかと考えております。

また、公的施設の在りかたも検討していきたいと考えてまいります。

1番（石井芳清君） 全体的な説明ということであったんですけども、考え方ということでございますけれども、先ほどの決算の審議の中でも述べさせていただきましたが、今までの縦割り型事業の予算から横断型事業の予算というふうになってきています。また、もうひとつ全体的には今、歳入の縮減の中から、非常に執行が硬直的になってきている。逆に言えば、今まで100万円のものが50万円になって、じゃ、その50万円と100万円の行政効果が得られるかという中で、やはり非常に不透明になってきているという部分と、じゃ、そういう横断的な予算事業をどう執行していくかと。実は、たしかに教育体制とか幾つか説明もありましたけれども、やはりもっと横断的な協力体制がとれると、そういう行政、人事システムをつくっていく必要があるのではないかと思うんですよね。

そうしないと事業を持っているところが、ある事業がいろいろな形で集中するという状況がございます。肝心なそういう事業を持ったって、一応提携の業務もあるわけですが、手続の問題で。それから、計画を進めていくと言いながら、その計画が進まない状況も生まれてくるとい

うのが、この間の状況の一つの特徴かなと思うんですね。ですから、やはり国もそういうふうに財源の構成も変えてきつつあります。何回も申し上げますけれども、今日、どこを見ても、農水でも全く同じプログラムです。どの事業、どんなことに使ってもいいという事業。じゃ、それをそのままそういうのを活用するにはどうしたらいいかといったら、やはりそれに見合った事務体制の構築というのが、私は今後問われているんじゃないかと思うのです。それは、町長の専決事項でありますから、これ以上のことは申し上げませんが、そういう中で、今後の事務体制をどう図っていくかということで、さらに研究をしていきたいということをお願いしたいと思うんです。

それから、その中で課題がもう一つありますのは、町民との接し方ですね。特に言葉使い。これ細かいことは申しませんが、やはりこの言葉の使い方一つで、町民の受け方は全く変わります。じゃ、例えば1つを例に挙げるならば、トイレなんですけれども、よく民間の施設なんかに行きますと、「きれいに使っていただいてありがとうございました」と書いてあります。御宿の施設にどんなふう書いてあるかということ、「公共施設だからきれいに使いましょう」と。この違いはどこにあるかということですね。この違いは、言葉一つなんです。効果が全く違う。しかも御宿町は、町長が協働の町づくりだ、協働の町づくりだとおっしゃる。じゃ、その協働の町づくりを具体的にはどうしていくのかというのは、一つ一つの積み重ねじゃありませんか。逆に言えば、ハードじゃありませんから、これは1個歯車が食い違えば全部パーになってしまうんですよ。ゼロになってしまうんですね。崩れてしまうんですね。その1日、一つ一つの積み重ねがあってこそ協働の町づくりというのができるんじゃないか。

もう一つは、じゃ、その協働と言った場合に、町民によってできるんだったら、やっぱり行政マン一人一人がうんと顔が見えるんですね。そういう広報の仕方もあるんじゃないですか。例えば4月1日に人事異動がありましたとか、課の課長は さんですよと写真を載せるとか、そんなやり方もある。そうすれば、顔を見ただけで、あっ、あなたはこの担当ですけども、これはどうしているんですかということで、ふだん町中で会っても、そういうあいさつができるわけですよ。そういうこととかたくさんいろいろなことが考えられるじゃないか。協働の町づくりというのはそういうことではありませんか。これはお金かからないんですからね。そういうことをもっともっと職員の皆さんの創意工夫を發揮させて、創意工夫をしてほしいという要望もさっきご答弁あったようにいらっしゃいますから、その具体的中身はどうしているのかということをお皆さんで議論をしていただいて、わかるようにしていただきたい。もっともっとわかりやすいものにしていただきたい。そうしないと、せっかくやってもそれは

正しく出てこないんです、恐らくやろうとしても。

じゃ、その中で3点目に移りますけれども、頑張る自治体応援プログラムの進捗状況はどうかと。時間も余りないようでありますから、最近の例を言いますと、これは8月ですね、先般配られました黒沼百合子さんバイオリンリサイタルということで、この人すごい人だそうですね。もう数千のチケットというのはソールアウトしたということだそうです。それで、これを見たら、町民からすぐ私のところに電話があったんですね。税金も上がる、料金も取る。その中で、こんなイベントに多額なお金を使って何を考えているのかというような抗議のような電話なんですけれども、何人かかけてきました。担当の方に聞きましたら、これは事業費150万円くらいですか、と伺いました。今、財政補正していただけるということではありますが、うまくすれば全額国費、要するに町の持ち出しなしで150万円もすると、このあたり話の中身を説明していただきたいと思えますけれども、そういう話なんです。ただし、その場合、たくさんの方々のボランティアの協力、黒沼さんもやはり御宿町が400年前にそういう国際事業をしていてくれたということに、本当に心意気を感じてボランティアで参加していただくというような話も聞いています。それが協働の町づくりではありませんか。だから、これもちょっと言葉が足りないんだと思うんですよ、やっぱり。

天と地ですよ。まさにこれそういうメリット、皆さん、行政から一步でちょっと手を差し伸べる、文化人が一步出て手を差し伸べる、町民も一步出て手を差し伸べる。みんなで手を差し伸べれば、150万円で他町より立派な文化事業ができるわけです。そういうことは、住民の皆さんにすれば、ああ、そんなに町頑張ってくれるんだったら、私もこんなことを協力しようではありませんか。どんどん輪が広がるんじゃないでしょうか。これ、そういう事業だったと思うんですね、この事業は。そんなふうに地域が人の輪で活性化し、本当の意味での自立型、本当に自分たちが動くそういう町づくりというのを今、国・県では求めているわけではありませんか。その事業がこのことだと私は思うんですね。そのためには、まずそれをここにいらっしゃる方々それをよく理解をすると。私はまだまだ失礼ですけれども、理解が足りないと思うんですね。同じに、これでいいんですよ。これちょっと書いても、これ輝くんです、こうなっていると。すごいなと。御宿町すごいなと思えるではありませんか。

これからの予算というのは将来形予算、昔はそうだったんです。例えば道路財源がきましたと。残っちゃったと。さっきの話ではありませんけれども、3月にどたばたやって全部使っちゃいましょうとなる。ところが、これからは育てる事業、育てる予算なんですよ。これ150万円なんですけれども、これどんどん町づくりが進めば、逆に言えば皆さんは余力だてをしな

くても、住民の人たちが活発にいろいろなことをやっていただいたので、ボランティアもそう、福祉もそう、教育もそう。今だってやっていただいたのは承知していますよ。でも、それがもっともっと豊かに広がるのではありませんか。どうでしょうね、この辺、じゃ。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 「頑張る地方応援プログラム」につきましては、先の6月定例会でお答えしましたとおり、協働の町づくり事業としてのサンフランシスコ40周年記念事業、各種観光施策を中心とした活力と個性あるまちづくり、そして、安全で安心なまちづくりとしての公共施設等の耐震化整備事業について、採択を受けておりまして、今ご指摘を受けました黒沼百合子バイオリンリサイタル、また、メキシコ文化交流会につきましては、大変期間のない中で、スペイン語教室の皆さんであるとか、食生活改善会、写真愛好会、また、コーラス愛好会等の皆様のご協力や、実行委員会の方々による手作りの事業でプログラムやポスター等もつくっていただいていますし、また、無報酬で手弁当でご協力をいただいているところであります。

住民への広報の有り方につきましては、ご理解をいただけますよう工夫をしてみたいと考えます。よろしく申し上げます。

1番（石井芳清君） あとここの執行体制というのはどうなんですか。さっきも言ったような話で戻るかもわかりませんが、やはりそういう対応をする中で、もっともっと常の中でいろいろな相談をして、直接するしないにかかわらずやっていただきたいと思います。これは、今年単年度で終わるわけではありませんから。

もう一つ、行政、地方自治法上、町長の職務代理者の第一権利者は総務課長ですよ、本庁では。その辺を私はやはり踏まえていただきたい。だれがやるかといったらだれもやらないんです。こういったことになっているわけですから、だから、今日付にどうのという話ではないんですけれども、やはりその筋道、線をつけて事業がきちんと進むと。町長の方針が具体化されるというのは、今、御宿町では相手がいないですから、直接事務課になってしまうんですね。そういう意味で、現実どうされるんですか。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただ今のご質問でございますが、頑張る自治体応援プログラムこうした補助内容の変化をみますと、今後、従来のやり方と大分変わってくるのだらうと思われま

こうした国県の指導プログラムに沿った方針を今後検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

1番（石井芳清君） 最後に、高齢化時代に対するシルバー人材センターの設置、巡回バスの充実ということではありますが、また、独居老人世帯、また高齢者世帯が、地域で支える支援体制の強化、生活基盤の整備について、今後どのように考えておられるのか。特に高齢化がどんどん少なくなる中で、独居老人、しかも80代で独居という方が、やっぱり一部地域では相当増えてきました。そういう中で、じゃ、お互いで地域で支えるだろうといっても、何でしょうか、なかなかですね。

じゃ、今後これに対してどうなるかということ、私は大変厳しい状況があるのではないだろうかと思うんですね。政策本部としては今の2点ありましたけれども、これをどう具体的にやるかというのは、それはあなた方執行部の、そう言っているわけですね。既存のもの、また今後、以前からとあるものを含めて、そういうものの活用が深まる状況に私はあるんじゃないかと思うんですね。そういうこれらの地域の特に高齢者をどう支えていくのかという地域づくりについては、どう考えていくのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 御宿町の方、高齢化率は県下で一位で、その数は3,000人を超えています。また、独居者も260人ほどいます。町としては、これら高齢者の対策の一環として、町社会福祉協議会の事業としてさまざまな事業を展開しているところです。事業実施にあたっては、民生委員や食生活改善委員会等、複数のボランティアにより運用をしているところでございます。

その内容を申し上げますと、ふれあい会食会年3回、公民館で開催、これは70歳以上のひとり暮らしの方に孤独感の解消目的として、保育園児とともに食生活改善会が中心となって開催しているところです。

また、さわやか配食給食事業。これは高齢者の食生活の改善を目的として、毎月1回希望者に行っています。ひとり暮らしの高齢者や重度障害者など、災害時に援助が必要な方は、あらかじめ防災担当や消防、赤十字奉仕団に登録し、災害時の安否確認や援助活動が円滑にできるようにと備えております。

友愛訪問、ひとり暮らしや高齢者、寝たきりの方への訪問を行っています。これは歳末助け合いの募金の一部を活用し、お土産等を調達して、民生委員、赤十字奉仕団により、歳末に全戸訪問をしております。

安心ネットワーク事業として、ひとり暮らしの高齢者に電話での家庭訪問による安否の確認を行っています。台風の接近時などは、その情報で全戸に電話をし、状況の把握と、電話のな

い方には戸別訪問をしているところです。

このように、社会福祉協議会を中心として、高齢者の支援をしているところですが、この事業を展開するには、多くのボランティアに支えられているところでございます。事業の内容は、まだ充分とは言えませんが、社会福祉協定を協議した上、充実した事業展開としたいと考えているところです。

1番（石井芳清君） 巡回バスの充実というのは、それはどんなふうに今の中で解釈するんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 高齢化社会における、巡回バスの充実というご質問でありますけれども、町ではスクールバスを活用して、生活コースの確保を現在実施してございます。七本発御宿駅行きが、朝7時10分と9時の2本、御宿駅発奈良本行きが11時50分の1本の計3本を運行してございます。バスの利用にあたっては、あらかじめ申し込みをいただき、乗車券を発行しておりますけれども、現在は199名の方から申し込みをいただいております。このうち、65歳以上の方は約8割を占めているという状況でございます。

利用者でありますけれども、平成18年度の実績としまして延べ2,397人、1日平均9.8人、1回の運行では約3.3人の利用となっていると思います。開設当時の平成12年度の1日平均利用人数は14人ということで、3割ほどになってきてございます。議員からのご質問にあります巡回バスの充実という観点から見ますと、運転手の人数やスクールバスの空き時間を利用しての運行など、限られた人数と時間の中で実施していることが、乗車率も少なく、充分とは言えない状況にあるわけです。今後ますます高齢化が進み、巡回バス等の利用は一層高まってくるということが予想されることが、運行時間や運行日数等の見直し、及び町内を巡回する利用しやすいバスの運行について、費用対効果などを検討しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

1番（石井芳清君） わかりました。先般、国吉病院の送迎バスみたいなものが今後計画されているというようなお話も伺っているんですけれども、そうしたものというのは、設置されるかどうかというのは国吉病院の方が決めるんでしょうけれども、そういうものの利用ということももし設置されるというような方向が決まりましたら、もっと広範囲に町民が利用できるというふうにして、そういう方でも、町としては必要じゃないんでしょうか。そうすれば、例えば国吉病院の利用というのもさらに高まるのかなというふうに思うのですね。やはり、そういう準公的な輸送機関というものが、もちろん今以上の計画をちょっと聞いておりますので、

そうした部分でどうされるのか。

それから、もう一つは、先ほどもいろいろな福祉など事業を説明いただきましたが、もう一つ、基本健診、住民基本健診があります。そうした中で私伺いましたら、そういう日は前もってバスが出ますよと言ってるわけです、案内されている。そのことはよくわかるんですけども、終わった中で順次何人か、一人一人の状況によって健診項目、女性と男性でも当然違うわけですよね。ですから、健診項目が増えれば時間かかるわけですけども、終わった人は終わった人でその中で、順次職員が対応して送迎をさせていただいていると。そうですね、たしかね。それを最初に聞きます。それでいいじゃないですか、それはすばらしく。それをやったわけでしょう。

だから、私はこういう政策的な話もしましたけれども、そういう形で現実的なとれる対応の中で、皆さんが創意工夫されて利便を図っていただく。だから、御宿町の健診率はこの辺でもトップクラスではないんですか。すごく高い受診率だと思いますよ。だから、そういうことを私知らなかったんですよ、実は。私は、ほかの健診を受けていますから。だから、そういうことをこれみよがしというんじゃないですけども、広報の中でどうやはり町民の皆さんに伝えていくかということも大事なんじゃないですか。こんな対応もとっていますよと。そうしないといろいろな不満ばかりになってしまうと、町づくりというのはどんどんマイナスになっていくんですね。逆にそういう情報が伝わっていけば、逆にもっともっと町民の参画がもっと増えてくると思うんですね。

ですから、これは答弁要りませんけれども、今後本当にそういう面では、ただ単に事務をこなすと、これは当面やらなければいけないと思いますよ。そのほかに、さらにこういういろいろな事業を組み合わせながら、町民のサービスを深めるということ、創意工夫が本当にそういう面では試されてくると思います。今後に向けまして、さらに努力されることを期待いたしまして、一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成19年第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、御宿町一般会計及び特別会計の決算の認定を初め、各補正予算など13議案についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

本定例会での議員各位のご意見・ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政各般にわたり、住民生活の向上・発展に寄与し、町政の運営に遺漏のないよう、慎重に期してまいりたいと存じております。

さて、町議会も特に緊急案件のない限り、本日をもって任期最終の議会になると思いますので、一言ごあいさつ申し上げます。

私が御宿町政2期目を担当させていただいて3年目となりますが、その間、町議会の皆様方のご協力に対し、心から御礼を申し上げますとともに、町民の福祉と御宿町発展のために注がれた皆様方のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

皆様方の多くは、引き続き町議会に立候補されると伺っておりますが、めでたくご当選され、再びこの議場でお目にかかれまして心からご期待申し上げる次第であります。また、ご勇退される方々におかれましては、今後とも在任中と変わることなく、町政に対してのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、議員の皆様方におかれましては、健康には充分ご留意され、これからも活躍されますようにお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また、議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを、厚くお礼申し上げます。

本日をもちまして、私たち現議員は任期最後の定例会となるわけですが、この4年間を振り返りますと、町制50周年の節目を迎え、長年懸案であった御宿中学校の校舎改築事業の竣工や御宿小学校と岩和田小学校の統合。安全な町づくりのための町都市計画の決定と総合的に事業を展開していく中で、町民の信頼のもと、井上町長が再任されて2期目の町政をスタートいたしました。町村合併の流れの中では、夷隅郡市1市5町による法定協議会の廃止に引き続き、夷隅郡合併推進協議会の解散後に3町合併によるいすみ市の誕生がありました。当議会においては、同僚の式田善隆議員のご逝去や議員定数の削減など、今さらながら課題の多さに戸惑う次第です。

国においては、第2次安倍内閣がスタートし、くしくも時を同じくして我々も選挙に臨もうとしております。

健康には充分留意され、ご健闘を心からお祈り申し上げます。私といたしましてもいろいろと、皆様方にご迷惑をおかけしたと思いますが、大過なく務められましたのも皆様の温かいご理解とご協力をいただいたからこそと感謝しているところでございます。

どうもありがとうございました。

ここで、吉野議員と浅野議員の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

吉野議員。

5番（吉野時二君） 議長にお時間をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。私、このたび一身上の都合により、来る9月16日執行の御宿町議会議員選に出馬いたしません。

顧みますれば2期8年、伊藤議長を初め議員の皆様には大変お世話になりましたことを、ありがたく感謝申し上げます。

さて、今後の御宿町には難しい案件が数多くございますが、町長を初め議員の皆様が英知を發揮され、御宿町をよき方向に導いていただくことを希望します。

最後に、御宿町、御宿町議会のますますの発展と、ご臨席の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、簡単ではございますが、お礼のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） 浅野議員。

12番（浅野玄航君） 議長のご配慮をいただきまして、お疲れのところこういう機会を与えていただき、ありがとうございます。

さて、私、ただいまの吉野議員と同じく2期8年にわたりまして本席を汚させていただきます。顧みますと、この間、加藤前町長、井上町長を初め、役場職員の皆様、また議会におきましては、お隣にいらっしゃいます貝塚前議長、伊藤議長を初めといたしまして、先輩、同僚の議員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

なお、その間、私はこういう性格でございますので、大変失礼な言動もあったことと思いますが、立場上ということで免じていただければありがたいと思います。

なお、今後、私一町民といたしまして、皆様方のご活躍、特に御宿町の将来に向けての協働に、微力ながら応援をさせていただく所存でございます。よろしく願いいたします。

議員の皆様方、再選を目指して、これから厳しい選挙戦にお入りになることと存じます。皆

様方全員のご当選を確信いたしております。と同時にご祈願させていただきます。私の祈願はどなたの祈願よりもよく効きますので、大船に乗ったつもりでひとつご活動いただければありがたいと思います。

なお、私もこれから多少暇ができて、時間ができましたときには、この2階から参観させていただくこともあろうかと思いますが、嫌がらずに、にこやかにご覧いただければありがたいと思います。

いろいろお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもご苦労さまでした。

お二人におかれましては、町政発展のためにご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。今後の後進の指導にご助力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長い間、ご苦労さまでございました。

以上で、平成19年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月26日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 石 井 芳 清

署 名 議 員 松 崎 啓 二